

第5期 富良野市障がい者計画

安心して暮らせる共生のまち 富らの

(案)

令和4年12月
富良野市

【目次】

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の背景..... | 3 |
| 第2節 計画における「障がい者」の定義..... | 3 |
| 第3節 計画の位置づけ..... | 4 |
| (1) 計画の法的位置づけ..... | 4 |
| (2) 富良野市における本計画の位置づけと基本的な視点..... | 6 |
| 第4節 計画の期間..... | 7 |
| 第5節 計画の策定体制と方法..... | 7 |
| (1) 富良野市障がい者計画策定市民委員会による検討..... | 7 |
| (2) アンケート調査の実施..... | 7 |
| (3) パブリックコメントの実施..... | 7 |
| 第6節 障がい者施策を取り巻く施策・制度の変遷..... | 8 |
| (1) 「障害者基本法」の改正..... | 8 |
| (2) 「障害者総合支援法」の改正..... | 8 |
| (3) 「発達障害者支援法」の改正..... | 10 |
| (4) 「障害者虐待防止法」の施行..... | 10 |
| (5) 障がいのある人の雇用・就労に関する動向..... | 10 |
| (6) 「障害者差別解消法」の施行..... | 11 |
| (7) 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行..... | 11 |
| (8) 「社会福祉法」の一部改正..... | 12 |
| 第2章 富良野市の現状 | 15 |
| 第1節 統計で見る障がい者の現状..... | 17 |
| (1) 人口の推移..... | 17 |
| (2) 世帯数の推移..... | 19 |
| (3) 手帳所持者数の推移..... | 20 |
| (4) 身体障がいのある人の状況..... | 22 |
| (5) 知的障がいのある人の状況..... | 23 |
| (6) 精神障がいのある人の状況..... | 24 |
| (7) 難病患者などの状況..... | 25 |
| (8) 障がい支援区分の認定状況..... | 26 |
| (9) 児童・生徒の状況..... | 27 |
| (10) 経済的支援の受給状況..... | 30 |
| (11) 成年後見制度等権利擁護のための制度の利用状況..... | 31 |
| 第2節 アンケートで見る障がい者の現状..... | 32 |
| (1) 調査の概要..... | 32 |
| (2) 調査結果（概要）..... | 33 |

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第3節 富良野市の障がい者施策における課題 | 49 |
| (1) 障がいや障がいのある人への理解のさらなる拡大 | 49 |
| (2) 就労を含めた障がいのある人の社会参画の促進 | 49 |
| (3) 一人ひとりの状況に応じた切れ目のないサポートの提供 | 49 |
| (4) すべての人が安心して暮らせるまちづくり | 50 |
| 第3章 基本理念 | 51 |
| 第1節 計画の基本理念 | 53 |
| 第2節 基本目標の設定 | 54 |
| <<基本目標1>>多様性を認め合う社会の構築 | 54 |
| <<基本目標2>>誰もが自分らしく活躍できる場の創出 | 54 |
| <<基本目標3>>ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供 | 54 |
| <<基本目標4>>安心して暮らせる快適なまちづくり | 54 |
| 第3節 施策体系 | 55 |
| 第4章 施策の展開 | 57 |
| 第1節 (基本目標1) 多様性を認め合う社会の構築 | 59 |
| (1) 障がいに対する正しい理解の拡大 | 59 |
| 第2節 (基本目標2) 誰もが自分らしく活躍できる場の創出 | 61 |
| (1) 就労機会の充実と生きがいづくり | 61 |
| (2) 社会参加の推進 | 62 |
| 第3節 (基本目標3) ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供 | 64 |
| (1) 子どもの発達に応じた支援の提供 | 64 |
| (2) 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供 | 66 |
| (3) 地域生活の希望をかなえるための支援の提供 | 67 |
| 第4節 (基本目標4) 安心して暮らせる快適なまちづくり | 68 |
| (1) 生活環境の整備 | 68 |
| (2) 災害時における対応 | 70 |
| (3) 障がいのある人の権利の保護 | 71 |
| 第5章 計画の推進 | 73 |
| 第1節 関係機関との連携 | 75 |
| 第2節 計画の進行管理 | 75 |
| 第3節 計画の周知 | 76 |
| 第6章 資料編 | 77 |
| (1) 計画の策定経過 | 79 |
| (2) 富良野市障がい者計画策定市民委員会委員名簿 | 80 |

| | |
|--------------------------------|----|
| (3) 富良野市障がい者計画策定市民委員会設置要綱..... | 81 |
| (4) 答申書..... | 83 |
| (5) 障がい福祉サービス一覧..... | 84 |

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

本市においては、障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、「ともに生き ともに暮らせるまち からの」を基本理念とする「第4期富良野市障がい者計画」を策定し、この計画に基づいて障がい者施策を総合的に推進してきました。

障がい者施策をめぐっては、「障害者基本法」の改正や「障害者虐待防止法」の施行、「障害者差別解消法」などの法整備が行われており、障がいのある人の生活環境の改善が図られています。また、内閣府が策定した「障害者基本計画（第4次）」以降、障がいのある人の自己決定や社会参加が重視されており、本市においても、引き続き法制度や社会情勢の変化に対応しながら、障がいのある人が暮らしやすいまちづくりを進めていく必要があります。

この度、「第4期富良野市障がい者計画」が令和4年度末をもってその期間を満了することから、本市の障がいのある人を取り巻く現況を踏まえるとともに、障がい福祉制度における変更や「障害者総合支援法」及び「障害者基本法」の改正等に対応した新たな「第5期富良野市障がい者計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。本計画は本市の最上位計画である「第6次富良野市総合計画」や福祉分野における上位計画である「第3期富良野市地域福祉計画」との整合性を確保するとともに、他の関連計画との調和を図っています。

本市においても、本計画に基づき、障がいの有無にかかわらず、すべての市民が身近な地域で役割を持ち、お互いを尊重しながら、その人らしい暮らしのできる共生社会の実現を図っていきます。

第2節 計画における「障がい者」の定義

本計画における「障がい者」の定義は以下のとおりです。

図表 本計画における「障がい者」の定義

- 『障がい者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- 『発達障がい』とは、発達障害者支援法第2条第1項に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がい」をいいます。
[補説]『社会的障壁』とは、障害者基本法第2条第2号に規定する「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障がいがあるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

第3節 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障がい者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する障がいのある人のための施策に関する基本的な計画（＝市町村障がい者計画）です。

「障がい者計画」は本市の障がい者施策の基本計画としての機能を有します。関連する「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、「障がい者計画」に記載される生活支援における障がい（児）福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものであり、本計画には含まれていません。

なお、本文中の年次表記及び年度表記については、すべて和暦で統一しています。ただし、一部の表記については、社会事象の名称として公的に使用されるものがあるため、その限りではありません。また、「障害」の表記については、富良野市総合計画における表記等を考慮して「障がい」としています。ただし、法律の名称や障害者手帳の名称などで「障害」の表記が適切なものは表記を統一していません。

図表 市町村が策定する障がい者のための各計画の性格

障がい者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障がい福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条）に基づく、障がい福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障がい福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障がい児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20）に基づく、障がい児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に関する計画

図表 障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

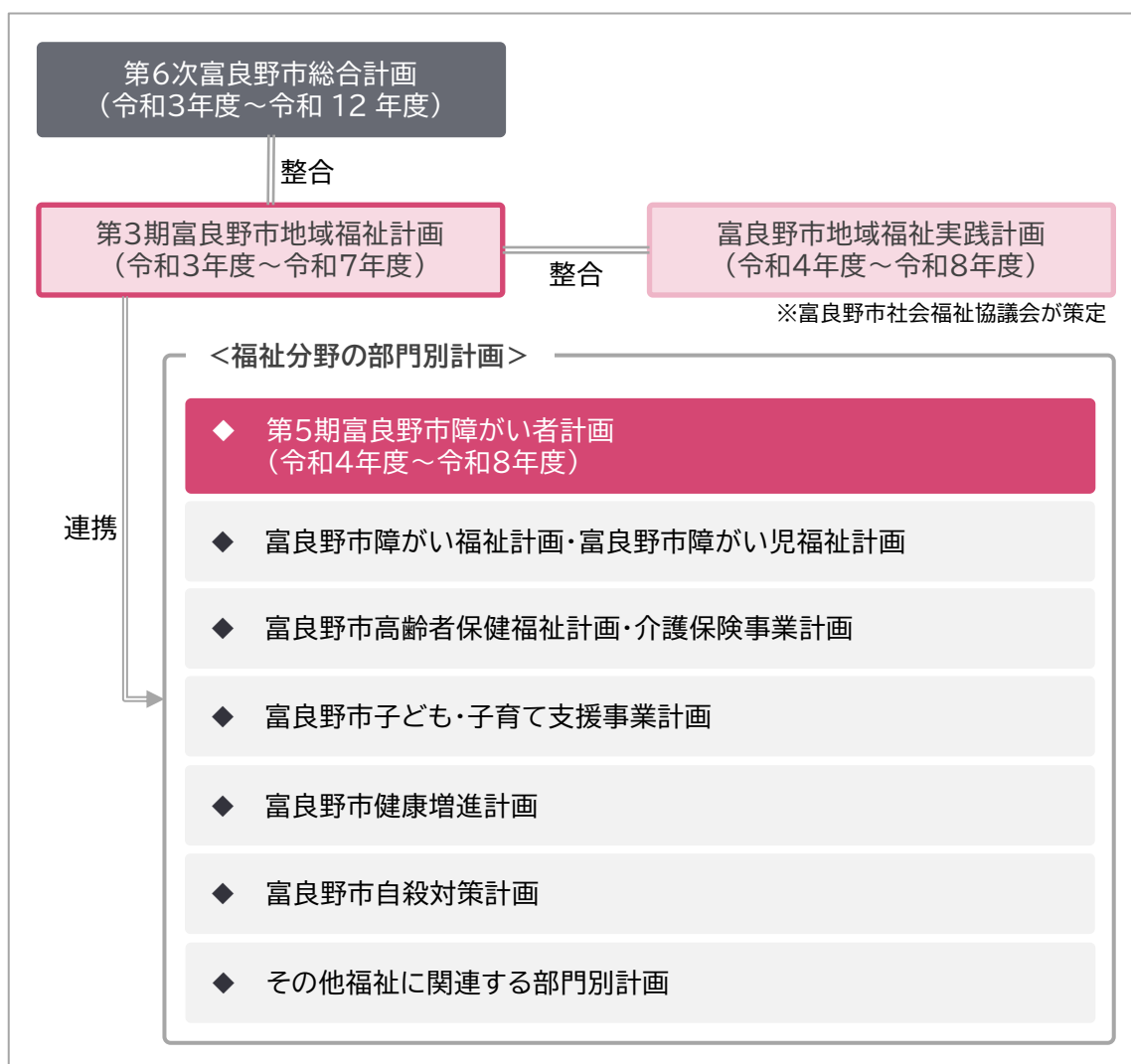
- 第 11 条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 富良野市における本計画の位置づけと基本的な視点

国は、障がいの有無にかかわらず、すべての人が互いの人権や尊厳を大切に、支え合い、いきいきとした人生を送ることができる社会である「共生社会」の構築を進めています。障がいのある人もない人も、その能力を最大限発揮しながら、支える人と支えられる人という立場を超えて、互いに支え合える関係性の構築が求められています。

本計画においても「共生社会」の構築に向けた取り組みを進めていくとともに、「第3期富良野市地域福祉計画」が目指す「地域共生社会の実現」を、障がい者福祉分野からアプローチを図ります。

図表 計画の位置づけ



第4節 計画の期間

本計画の期間は令和5年度から令和8年度の4年間と定めます。必要に応じて随時見直しを行うこととします。

第5節 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、現状を把握するため、障がいのある人を対象としたアンケート調査を実施するとともに、有識者からの意見聴取を行うため計画策定市民委員会での協議・検討を行いました。

(1) 富良野市障がい者計画策定市民委員会による検討

障がい者計画の検討にあたり、多様な有識者、社会福祉団体等の代表、関係行政機関の職員等から構成される「富良野市障がい者計画策定市民委員会」を設置し、計画の策定及び障がい者福祉に関する施策の推進について協議するとともに、その提言を計画に反映させています。

(2) アンケート調査の実施

障がいのある人の生活課題や希望を把握するため、障害者手帳所持者及び受給者証所持者、手当等受給者、福祉サービス利用者を対象とする「障がい福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画に対する市民の意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

第6節 障がい者施策を取り巻く施策・制度の変遷

我が国においては、「障害者自立支援法」の施行（平成18年）から、障がい者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には「障害者権利条約」が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正など、障がいのある人に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本市に居住する障がい者が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

（1）「障害者基本法」の改正

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念にのっとり、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、「障がい者」の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、ともに学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

（2）「障害者総合支援法」の改正

障がい福祉施策については、障がいのある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障がい、知的障がい及び精神障がいそれぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスの在り方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。続いて、平成18年4月1日から施行された「障害者自立支援法」によって、身体障がいのある人及び知的障がいのある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障がいのある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障がいのある人が必要な障がい福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて

新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行（一部、平成26年4月1日施行）されました。また、制度の狭間のない支援を提供する観点から、「障がい者」の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が、厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障がい福祉サービス等の対象とされることになりました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しにより、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立しています。

平成28年の改正では、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障がいのある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

図表 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

1. 障がい者の望む地域生活の支援

- ① 地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ② 就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③ 重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④ 高齢の障がいのある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ① 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ② 保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③ 医療的ケアを要する障がいのある子どもに対する支援
- ④ 障がいのある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築
（障がい児福祉計画の策定）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ① 補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ② 障がい福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③ 自治体による調査事務・審査事務の効率化

（平成28年5月改正、平成30年4月施行）

(3) 「発達障害者支援法」の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。この改正では、発達障がいのある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び「発達障がい者」の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障がいのある人の支援のための施策について、発達障がいのある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続きにおける配慮、発達障がいのある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

(4) 「障害者虐待防止法」の施行

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障がい者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてが含まれています。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

(5) 障がいのある人の雇用・就労に関する動向

① 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

障がいのある人が自立した生活を送る上で、就労により経済的な生活基盤を確保することは重要な要素の1つです。そこで平成25年4月1日に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体等においては、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務付けられました。

本市においても、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を定めており、これに基づき、市のWebサイトで毎年度の調達実績を公表しています。

② 「障害者雇用促進法」の改正

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が平成25年6月に改正され、平成28年4月1日から（一部は、平成25年6月または平成30年4月から）施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

図表 障害者雇用促進法の改正のポイント

- 障がい者の範囲の明確化（平成25年6月19日施行）
- 障がい者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務（平成28年4月1日施行）
- 法定雇用率の算定基礎の見直し（平成30年4月1日施行）

また、令和元年度にも改正が行われ、障がいのある人の雇用を一層促進するため、事業主に対する短時間労働以外の労働が困難な状況にある障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることとしています。

（6）「障害者差別解消法」の施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25年6月成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律においては、「障害者基本法」に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障がいを理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮ⁱの不提供の禁止、差別解消に向けた取り組みに関する要領を定めることなどが規定されています。

また、令和元年5月に「障害者差別解消法」が改正され、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が民間事業者においても義務化されることとなりました（改正後の法律は改正後3年以内に施行）。

（7）「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年6月に公布・施行されました。この法律は、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした法律です。具体的には、施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取り組みや、作品を発表できる機会の確保、著

ⁱ 「合理的配慮」とは、障がいのある人の人権が障がいのない人と同様に保障されるとともに、教育や就業、その他社会生活に平等に参加できるよう、それぞれの障がいの特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援などが内容として含まれています。

(8) 「社会福祉法」の一部改正

平成29年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、「社会福祉法」の一部改正が行われ、市町村においては、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされました。地域福祉計画が福祉分野における上位計画として明確に位置づけられ、障がい者施策においても、地域住民による主体的な取り組みとの接続・連携を考慮していく必要があります。

① 地域福祉計画の福祉分野の「上位計画」としての位置づけ

これまでの福祉施策は、高齢者、障がい者、子ども・子育てなど対象者が区分されており、それぞれ根拠法令を異にする計画を策定することによって、各福祉サービスを提供してきました。一方で、少子高齢化や経済の停滞、地域力の低下などといった課題が進行しており、「ダブルケア」「8050問題」などの複合的な課題や、制度の狭間となっているために必要な支援が受けられない課題などが深刻化しています。

こうした課題に対し、既存の福祉に関連する計画に共通する事項を地域福祉計画に盛り込むことで、各計画との調和を図り、福祉・保健、医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の上位計画としての位置づけを持たせることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進することとなっています。

② 地域福祉計画において新たに記載すべき事項

改正された社会福祉法を受け、平成29年9月に厚生労働省が作成した「地域福祉（支援）計画策定ガイドライン改訂のポイント」の中で、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として掲げられている事項は次のとおりです。

図表 福祉に関して共通して取り組むべき事項

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、防犯・防災、社会教育等)との連携
- ② 高齢、障がい、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者や障がい者、子どもへの統一的な虐待への対応や家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題への支援の在り方
- ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 役所・役場内の全庁的な体制整備

また、包括的な支援体制の整備に関する事項として、「住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備等」、「『住民に身近な圏域』において、地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築」、「市町村における包括的な相談支援体制の構築」が掲げられています。

第2章 富良野市の現状

第1節 統計で見る障がい者の現状

(1) 人口の推移

住民基本台帳による人口の推移を見ると、総人口は減少傾向が続いており、令和4年は20,293人となっています。

年齢3区分別人口で見ると、18歳未満人口、18～64歳人口は減少傾向が続いているのに対し、65歳以上人口は7,000人あまりで横ばいとなっています。

高齢化率（65歳以上人口比率）は令和4年4月1日現在で34.9%と、市民の3人に1人以上が65歳以上となっています。本市においても、人口減少と少子高齢化が進んでいることがわかります。

図表 総人口と年齢3区分別人口の推移

単位：人、%

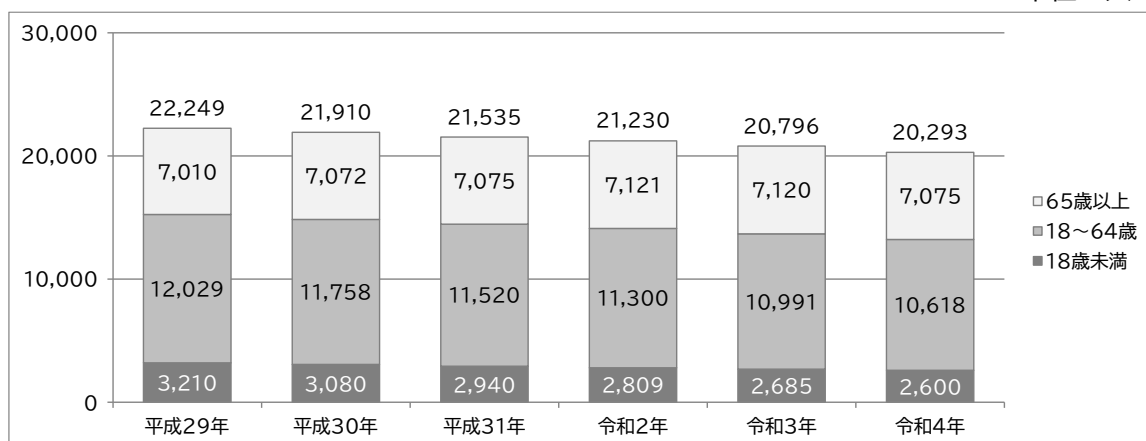
| | | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 18歳未満 | 人口 | 3,210 | 3,080 | 2,940 | 2,809 | 2,685 | 2,600 |
| | (構成比) | 14.4 | 14.1 | 13.7 | 13.2 | 12.9 | 12.8 |
| 18～64歳 | 人口 | 12,029 | 11,758 | 11,520 | 11,300 | 10,991 | 10,618 |
| | (構成比) | 54.1 | 53.7 | 53.5 | 53.2 | 52.9 | 52.3 |
| 65歳以上 | 人口 | 7,010 | 7,072 | 7,075 | 7,121 | 7,120 | 7,075 |
| | (構成比) | 31.5 | 32.3 | 32.9 | 33.5 | 34.2 | 34.9 |
| 総人口 | | 22,249 | 21,910 | 21,535 | 21,230 | 20,796 | 20,293 |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※端数処理のため年齢3区分別人口比率の和は必ずしも100.0%とならない。

図表 年齢3区分別人口の推移

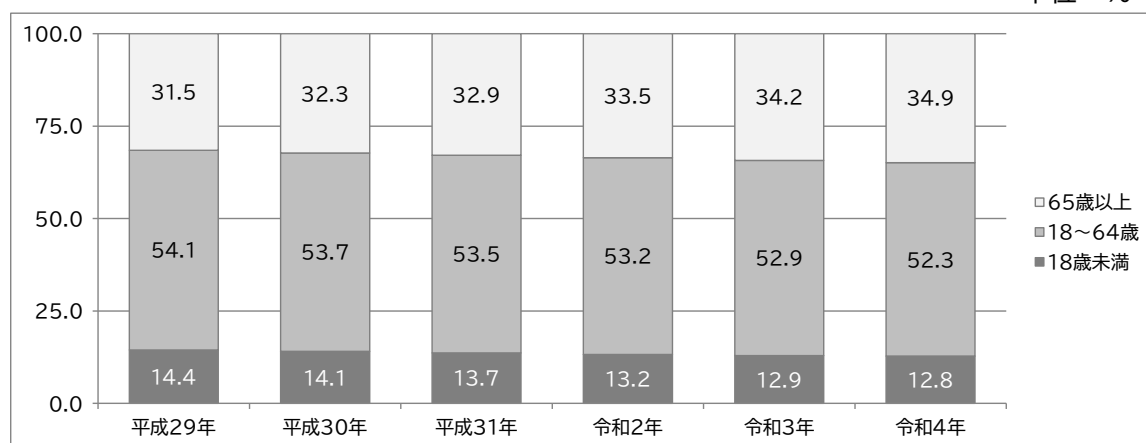
単位：人



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 年齢3区分別人口比率の推移

単位：%



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

※端数処理のため年齢3区分別人口比率の和は必ずしも100.0%とならない。

(2) 世帯数の推移

世帯数の推移を見ると、近年は減少傾向が続いています。

1世帯当たり人員数を見ると、平成29年には2.05人となっていました。令和2年には1.98人と2人を下回りました。核家族化、独居世帯の増加が進行していることがうかがえます。

図表 世帯数の推移

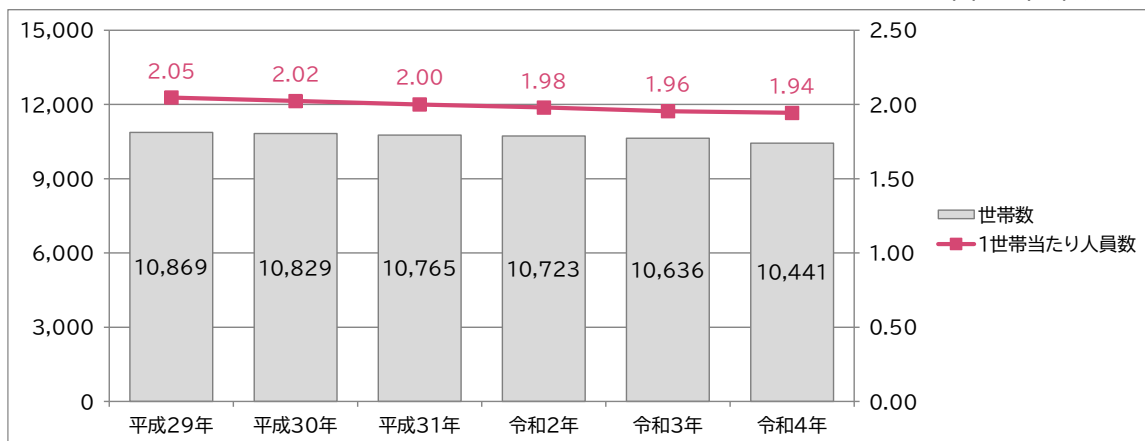
単位：世帯、人

| | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 22,249 | 21,910 | 21,535 | 21,230 | 20,796 | 20,293 |
| 世帯数 | 10,869 | 10,829 | 10,765 | 10,723 | 10,636 | 10,441 |
| 1世帯当たり人員数 | 2.05 | 2.02 | 2.00 | 1.98 | 1.96 | 1.94 |

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 世帯数と平均世帯人員数の推移

単位：世帯、人



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 手帳所持者数の推移

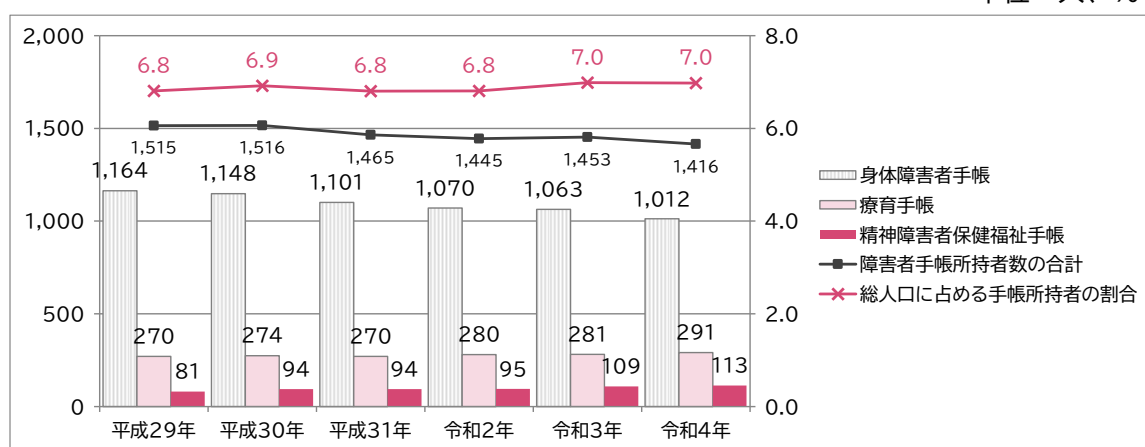
本市における障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、近年微減で推移しており、令和4年は1,416人となっています。

手帳種別で見ると、身体障害者手帳所持者数は減少傾向が続いているものの、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向が続いています。

手帳所持者の総人口に占める割合を見ると、7%程度で横ばいとなっていることがわかります。

図表 手帳所持者数（全体・手帳種別）と総人口に占める割合の推移

単位：人、%



資料：福祉課（各年4月1日現在）

身体障害者手帳所持者の年齢構成を見ると、いずれの年齢層でも減少傾向が続いています。令和4年においては、65歳以上が749人となっており、身体障害者手帳所持者の約74%を占めています。

療育手帳所持者の年齢構成では、18～64歳、65歳以上ではやや増加傾向が見られます。身体障がい者、知的障がい者ともに高齢化が進んでいることがうかがえます。

精神障害者保健福祉手帳所持者を見ると、18～64歳では平成29年の51人から令和4年の92人と、約1.8倍となっています。65歳以上でも平成30年以降わずかに増加傾向がうかがえます。

図表 年齢区別に見た障害者手帳所持者数の推移

単位：人、%

| | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 身体障害者手帳 | 1,164 | 1,148 | 1,101 | 1,070 | 1,053 | 1,012 |
| 18歳未満 | 14 | 14 | 9 | 10 | 9 | 10 |
| 18～64歳 | 261 | 227 | 210 | 204 | 269 | 253 |
| 65歳以上 | 889 | 907 | 882 | 856 | 775 | 749 |
| 療育手帳 | 270 | 274 | 270 | 280 | 281 | 291 |
| 18歳未満 | 51 | 50 | 50 | 52 | 52 | 50 |
| 18～64歳 | 188 | 194 | 189 | 193 | 192 | 200 |
| 65歳以上 | 31 | 30 | 31 | 35 | 37 | 41 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 81 | 94 | 94 | 95 | 109 | 113 |
| 18歳未満 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| 18～64歳 | 51 | 76 | 78 | 77 | 85 | 92 |
| 65歳以上 | 30 | 17 | 15 | 17 | 24 | 21 |

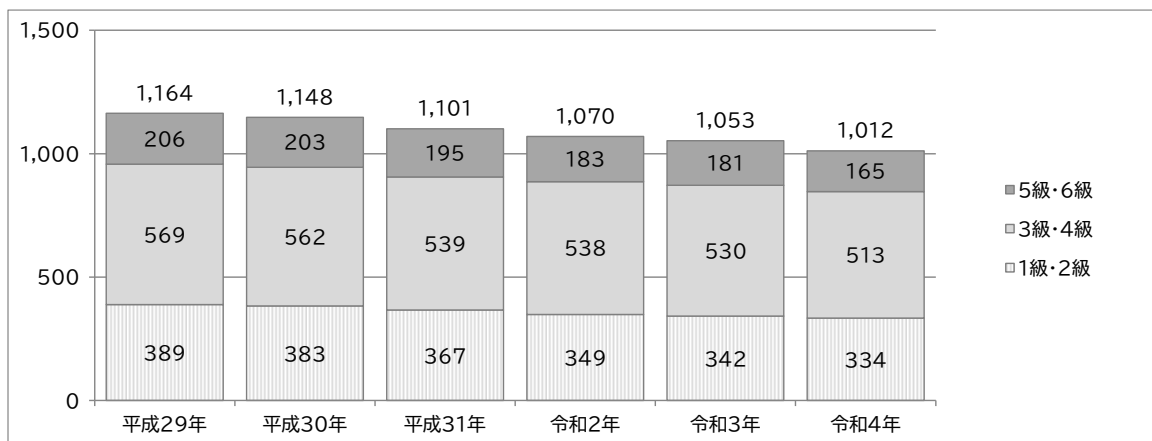
資料：福祉課（各年4月1日現在）

(4) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳所持者数を障がいの等級別に見ると、いずれも減少傾向が続いています。「3級・4級」が多く、身体障害者手帳所持者のうち半数以上を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

単位：人



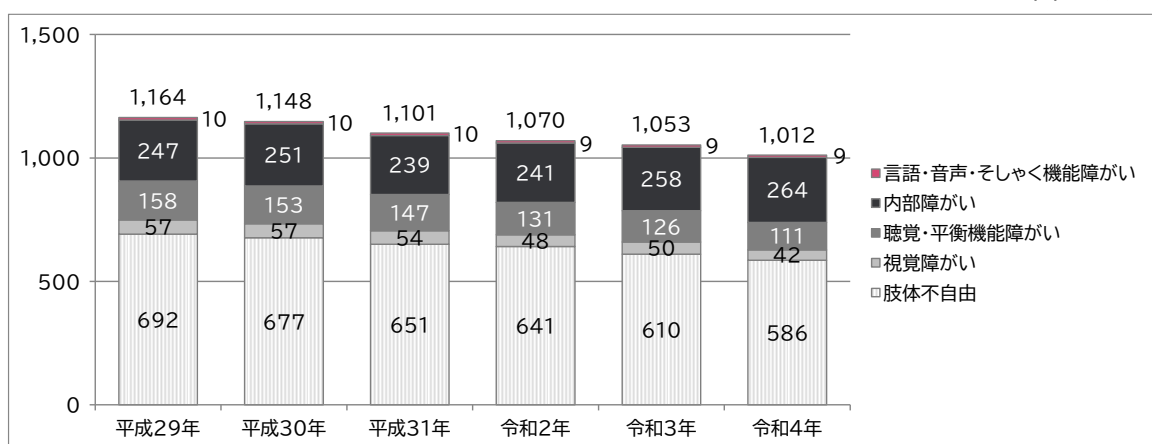
資料：福祉課（各年4月1日現在）

障がいの部位別に見ると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、令和4年には586人と、身体障害者手帳所持者のうち約58.0%を占めています。

多くの障がいで減少しているのに対し、「内部障がい」のみ増加傾向がうかがえます。

図表 身体障害者手帳所持者数（障がいの部位別）の推移

単位：人



資料：福祉課（各年4月1日現在）

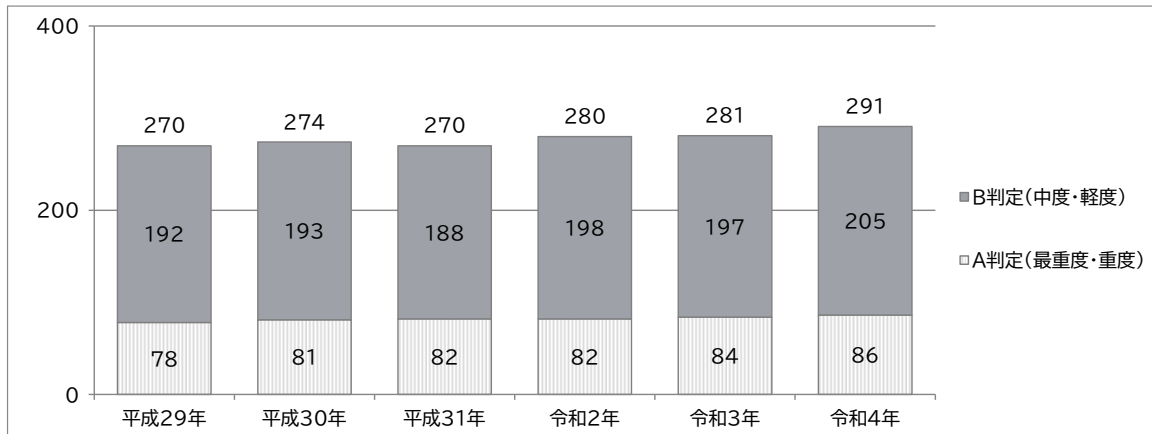
(5) 知的障がいのある人の状況

療育手帳所持者数をその等級別に見ると、A判定、B判定ともにわずかに増加傾向がうかがえます。

年齢区分では、「18歳未満」は50人前後で横ばいとなっているのに対し、「18～64歳」「65歳以上」では増加傾向が見られます。

図表 療育手帳所持者数（等級別）の推移

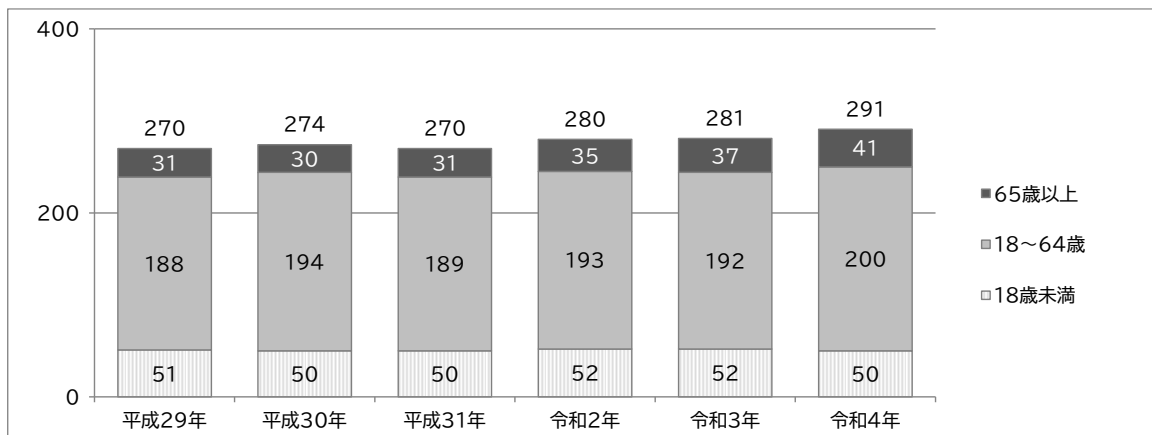
単位：人



資料：福祉課（各年4月1日現在）

図表 療育手帳所持者数（年齢区分別）の推移

単位：人



資料：福祉課（各年4月1日現在）

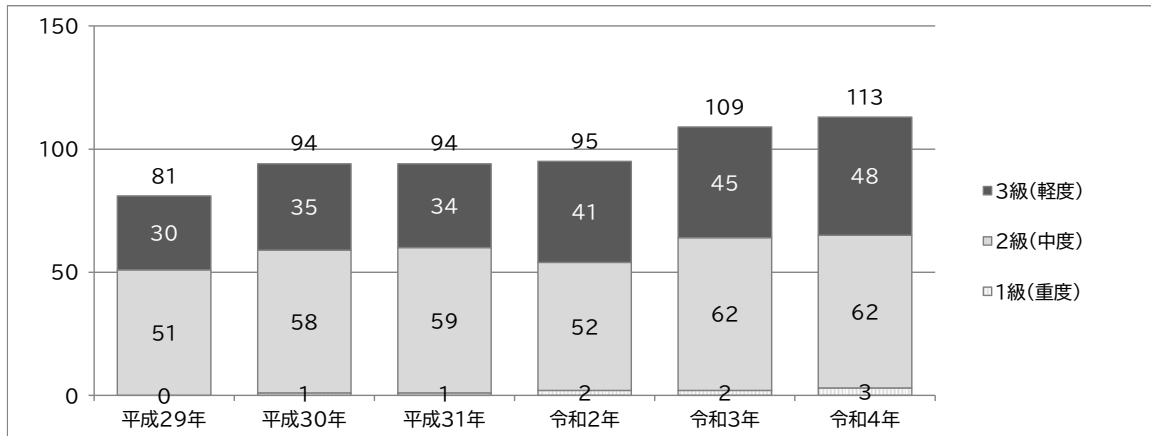
(6) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数をその等級別に見ると、いずれも増加傾向にあります。特に「3級（軽度）」で大きく増加しています。

年齢区分で見ると、「18～64歳」で大きく増加しており、平成29年の51人から令和4年の92人と、5年あまりで約1.8倍となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

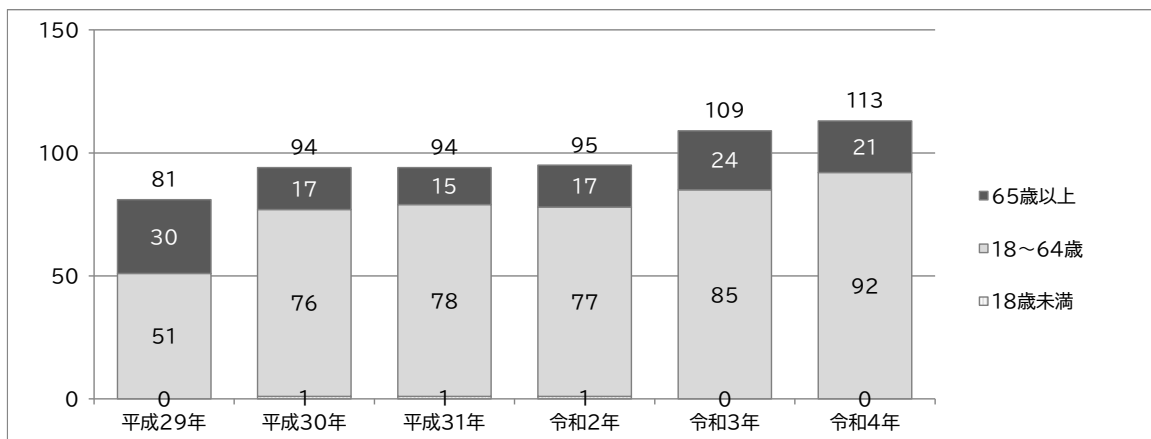
単位：人



資料：福祉課（各年4月1日現在）

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者数（年齢区分別）の推移

単位：人



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(7) 難病患者などの状況

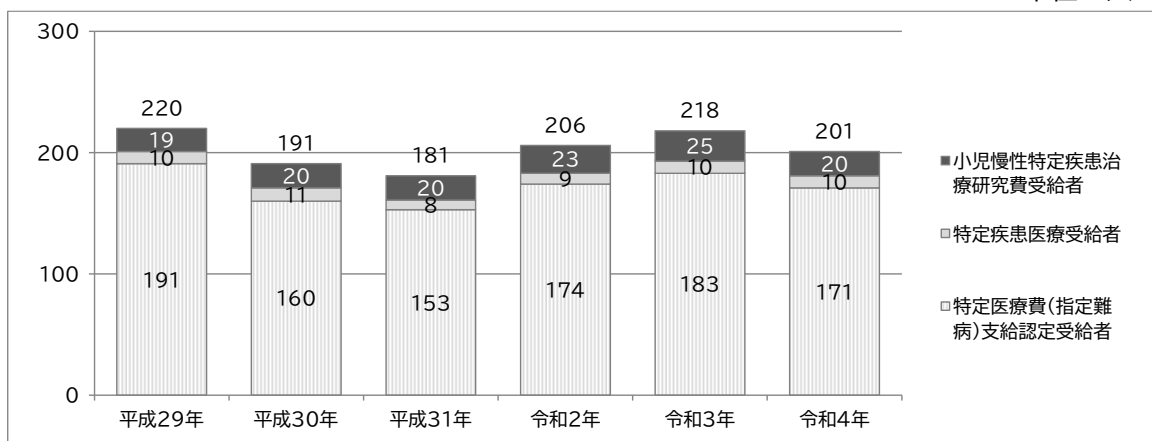
発病の機構が明らかでなく、治療法が確立していない希少な疾病のことを「難病」といいます。こうした疾病は、完治はしないものの、適切な治療や自己管理によって通常の生活を送ることができるものが増えてきています。

厚生労働省では都道府県を通じ、「指定難病」などに認定されている疾病のある人が必要とする医療について、「難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）」に基づいてその経済的負担の軽減を図っています。また、特定の疾患については、特定疾患治療研究事業の推進により医療の確立・普及を図るとともに、患者の医療費の一部を公費で負担することで個人の経済的負担の軽減を図っています。

以下の図表では、各医療費の公費負担制度を受給する人数の推移を示しています。「指定難病」は対象疾病の拡充や見直しが随時行われており、令和3年11月以降は338の疾患が登録されています。制度の見直しなどもあり、受給者数の増減があるものの、本市では合わせて200人前後が受給しています。

図表 特定医療受給者証所持者数の推移

単位：人



資料：富良野保健所（各年4月1日現在）

(8) 障がい支援区分の認定状況

障がい福祉サービスは、その利用に「障がい支援区分」の認定が必要になることがあります。「障がい支援区分」とは、障がいのある人が必要とする支援の度合いを総合的に示したもので、数字が大きくなるほど多くの支援を要することを示しています。

平成29年以降の認定者数の推移は以下のとおりです。いずれの区分も横ばいとなっています。

図表 障がい支援区分認定者数（等級別）の推移

単位：人

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 区分 1 | 2 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| 区分 2 | 33 | 28 | 27 | 26 | 26 | 20 |
| 区分 3 | 44 | 39 | 46 | 55 | 56 | 56 |
| 区分 4 | 31 | 35 | 34 | 29 | 29 | 31 |
| 区分 5 | 34 | 36 | 34 | 35 | 33 | 35 |
| 区分 6 | 51 | 47 | 43 | 46 | 45 | 44 |
| 合計 | 195 | 186 | 186 | 191 | 189 | 186 |

資料：福祉課（各年4月1日現在）

(9) 児童・生徒の状況

保育所における障がい児保育の利用者数の推移を見ると、10人前後で推移しています。令和4年においては13人となっています。

図表 保育所における障がい児保育利用者数の推移

単位：人

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|-------------------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 障がい児保育 (保育所) 利用者数 | — | 8 | 8 | 9 | 8 | 13 |
| 加配職員数 | — | 8 | 7 | 5 | 5 | 5 |

資料：こども未来課（各年4月1日現在）

幼稚園における障がいのある在籍者数の推移は以下のとおりです。

図表 幼稚園における障がいのある在籍者数の推移

単位：人

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|---------------------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 幼稚園における 障がいのある 在籍者数 | 7 | 6 | 8 | 7 | 5 | — |

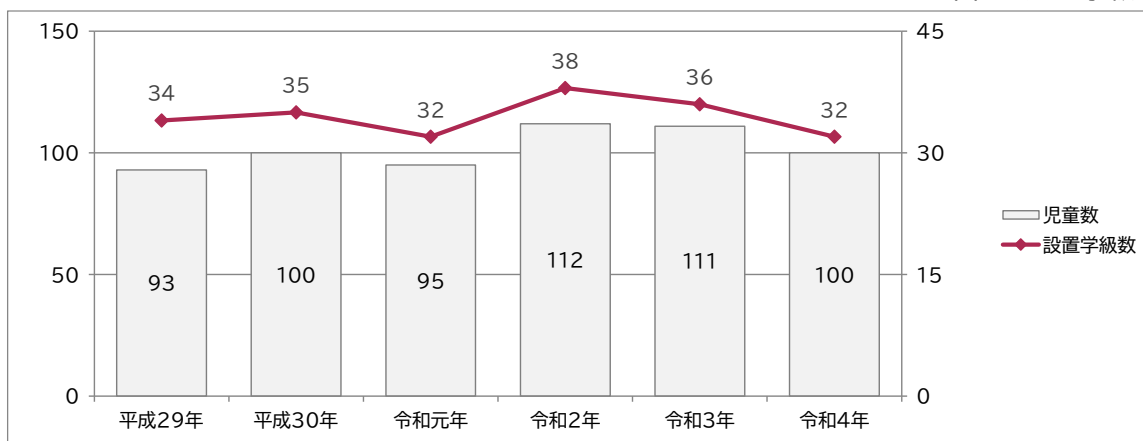
資料：こども未来課（各年3月31日現在）

市内小中学校における特別支援学級の設置数と在籍者数の推移は以下のとおりです。

小学校における特別支援学級在籍者は100人前後で推移しています。中学校における特別支援学級在籍者は、令和2年以降増加傾向が見られ、令和4年では53人となっています。

図表 小学校における特別支援学級の在籍者数の推移

単位：人、学級



資料：教育振興課（各年5月1日現在）

図表 通級指導教室利用児童数の推移

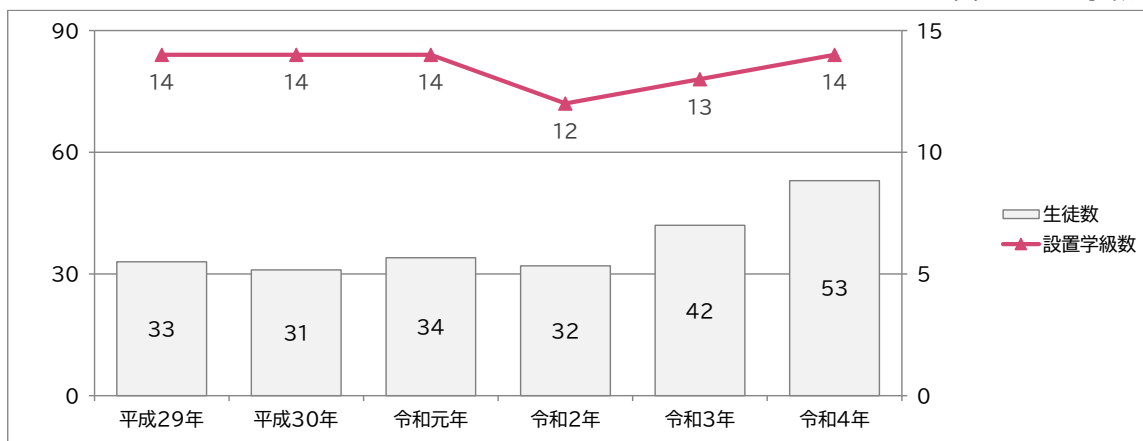
単位：人

| | 平成29年 | 平成30年 | 平成31年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年 |
|-----------------|-------|-------|-------|------|------|------|
| 通級指導教室 利用児童数 | 33 | 36 | 36 | 33 | 39 | 38 |

資料：教育振興課（各年5月1日現在）

図表 中学校における特別支援学級の在籍者数の推移

単位：人、学級



資料：教育振興課（各年5月1日現在）

市内在住の特別支援学校高等部在籍者数の推移は、以下のとおりです。

図表 市内在住の特別支援学校高等部在籍者数の推移

単位：人

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|------|---------|---------|------|--------|--------|--------|
| 1 年生 | 4 | 4 | 8 | 1 | 5 | 6 |
| 2 年生 | 7 | 4 | 4 | 9 | 1 | 5 |
| 3 年生 | 5 | 6 | 3 | 4 | 8 | 1 |
| 合計 | 16 | 14 | 15 | 14 | 14 | 12 |

資料：福祉課（各年 5 月 1 日現在）

(10) 経済的支援の受給状況

各種手当の受給状況は以下のとおりです。いずれも横ばいとなっています。

図表 各種手当の受給者数の推移

単位：人

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|------------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 特別障害者手当 受給者数 | 6 | 3 | 4 | 4 | 4 | 5 |
| 障害児福祉手当 受給者数 | 13 | 8 | 9 | 9 | 5 | 7 |
| 特別児童扶養手当 受給者数 | 34 | 41 | 40 | 39 | 39 | 42 |

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

自立支援医療については以下のとおりです。精神通院医療受給者数の増加が続いています。

図表 自立支援医療受給者数の推移

単位：人

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|----------------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 更生医療 受給者数 | 49 | 52 | 53 | 53 | 53 | 51 |
| 精神通院医療 受給者数 | 333 | 369 | 378 | 394 | 400 | 410 |
| 育成医療 受給者数 | 5 | 3 | 2 | 4 | 2 | 1 |
| 合計 | 387 | 424 | 433 | 451 | 455 | 462 |

資料：福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(11) 成年後見制度等権利擁護のための制度の利用状況

成年後見制度の市長申立件数及び申立費用の助成件数については以下のとおりです。

図表 障がい者による市長申立件数の推移

単位：件

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|----|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 後見 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | — |
| 保佐 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | — |
| 補助 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | — |

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

図表 障がい者による申立費用助成件数の推移

単位：件

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|---------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| 申立費用助成 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | — |
| 後見等報酬助成 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | — |

資料：福祉課（各年 3 月 31 日現在）

第2節 アンケートで見る障がい者の現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、地域での生活や福祉活動に関する状況を把握するため、障害者手帳所持者等を対象とするアンケート調査を実施しました。

調査の実施概要は以下のとおりです。

図表 調査の実施概要

| 項目 | 内容 |
|----------|---|
| 調査対象 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証所持者及び特別児童扶養手当受給者、難病交通費申請者、障がい福祉サービス利用者 |
| 配布数 | 1,700票 |
| 回収数（回収率） | 713票（41.9%） |
| 抽出法 | 無作為抽出 |
| 調査方法 | 郵送による調査 |
| 調査時期 | 令和4年3月 |
| 調査地域 | 富良野市全域 |

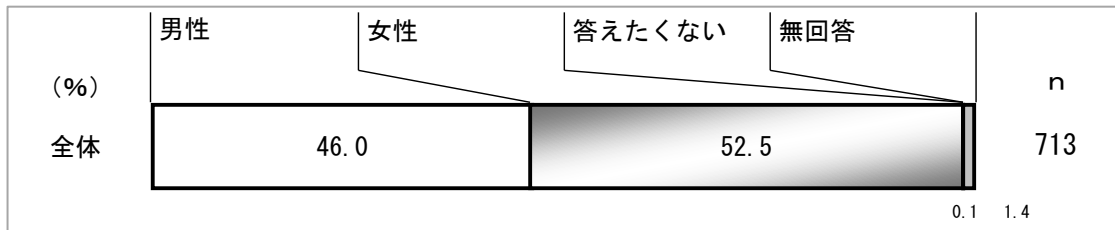
(2) 調査結果（概要）

① 対象者の属性

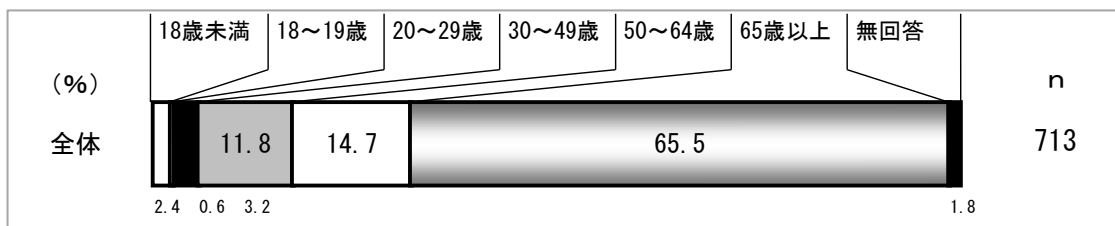
回答者の属性は以下のとおりです。

性別では、「男性」が46.0%、「女性」が52.5%となっています。また、高齢の人による回答が多くなっています。

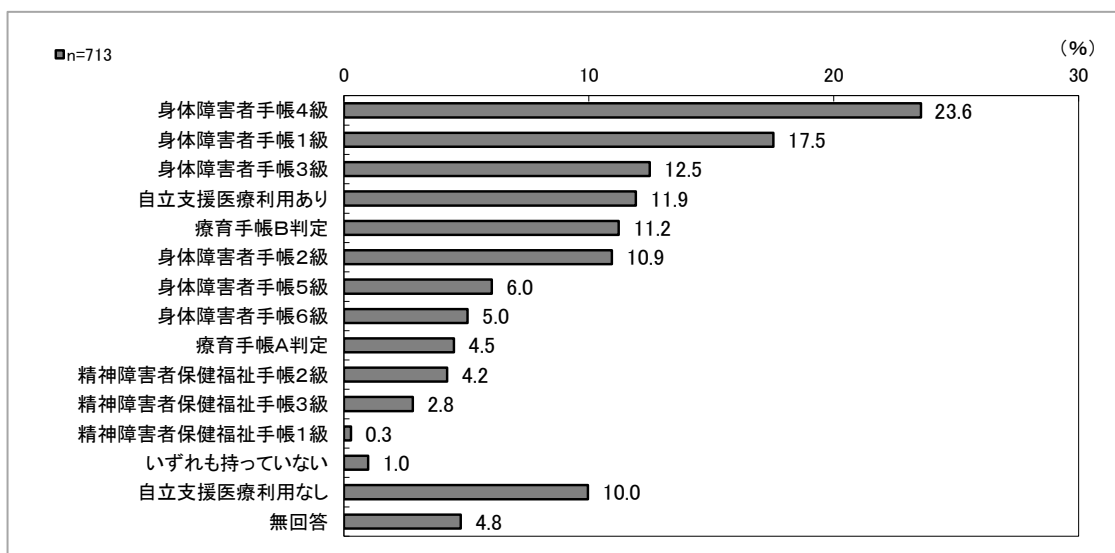
図表 回答者の性別



図表 対象者の年齢

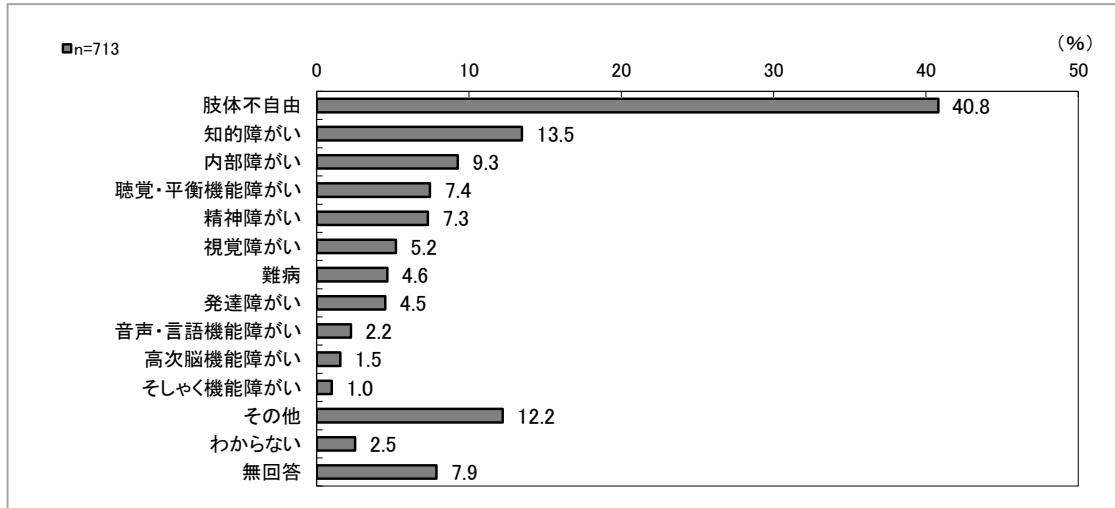


図表 所持している手帳（全体／複数回答）



障がい等の種類については、「肢体不自由」(40.8%)が最も多く、次いで「知的障がい」(13.5%)、「内部障がい」(9.3%)、「聴覚・平衡機能障がい」(7.4%)、「精神障がい」(7.3%)、「視覚障がい」(5.2%)、「難病」(4.6%)、「発達障がい」(4.5%)などとなっています。

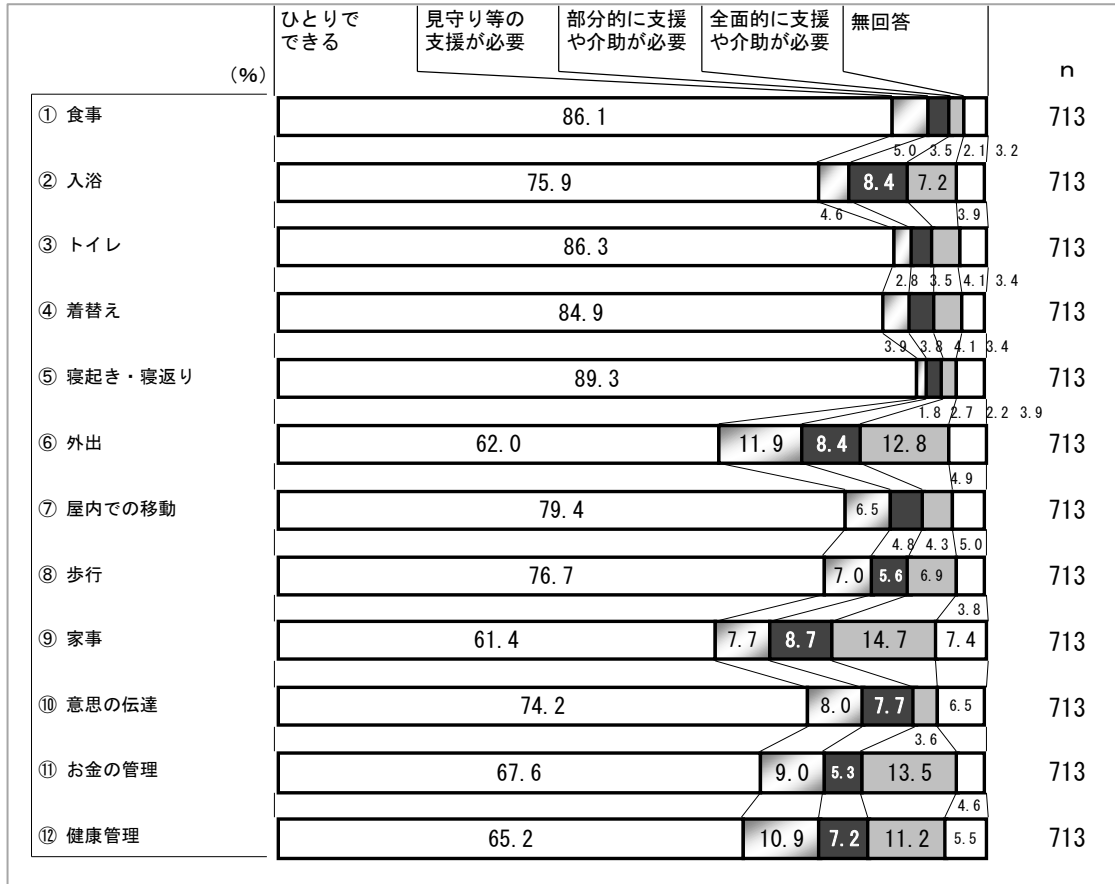
図表 障がい等の種類 (全体/複数回答)



② 日常生活における介助

日常生活において介助が必要な動作についてたずねたところ、外出、家事、お金の管理、健康管理で介助を必要としている人が多いことがわかります。

図表 日常生活における介助の必要性



主な介助者の年齢についてたずねたところ、「65歳以上」が3割強、「30～49歳」、「50～64歳」が2割強を占めています。

所持している手帳・受給者証で見ると、身体障害者手帳と自立支援医療では他の属性よりも主な介助者が高齢化している傾向がうかがえます。

図表 主な介助者の年齢

| | | 18～19歳 | 20～29歳 | 30～49歳 | 50～64歳 | 65歳以上 | 無回答 | n | |
|-------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|-------------|---------|-----|----|
| 全体 | (%) | 10.5 | 22.2 | 20.3 | 32.0 | 15.1 | | 325 | |
| | 0.0 | | | | | | | | |
| 性別 | 男性 | 14.2 | 19.6 | 17.6 | 35.1 | 13.5 | | 148 | |
| | 0.0 | | | | | | | | |
| | 女性 | 6.9 | 24.3 | 23.1 | 28.9 | 16.8 | | 173 | |
| | 0.0 | | | | | | | | |
| 年齢 | 18歳未満 | 93.8 | | | | | 6.3 | | 16 |
| | 0.0 0.0 | | | | | | 0.0 0.0 | | |
| | 18～29歳 | 29.4 | 29.4 | 29.4 | 5.9 | 5.9 | | 17 | |
| | 0.0 | | | | | | | | |
| | 30～49歳 | 25.0 | 23.1 | 19.2 | 17.3 | 15.4 | | 52 | |
| 0.0 | | | | | | | | | |
| 50～64歳 | 18.8 | 20.8 | 27.1 | 18.8 | 14.6 | | 48 | | |
| 0.0 | | | | | | | | | |
| 65歳以上 | 15.5 | 19.8 | 45.5 | 15.5 | | | 187 | | |
| 0.0 3.7 | | | | | | | | | |
| ・所持している手帳 受給者証 | 身体障害者手帳 | 6.6 | 16.5 | 23.1 | 40.6 | 13.2 | | 212 | |
| | 0.0 | | | | | | | | |
| | 療育手帳 | 29.0 | 32.3 | 15.1 | 8.6 | 15.1 | | 93 | |
| | 0.0 | | | | | | | | |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 25.9 | 11.1 | 25.9 | 29.6 | 7.4 | | 27 | |
| 0.0 | | | | | | | | | |
| 自立支援医療 | 12.0 | 34.0 | 18.0 | 18.0 | 18.0 | | 50 | | |
| 0.0 | | | | | | | | | |
| いずれも持っていない | 25.0 | 75.0 | | | | | 4 | | |
| 0.0 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 0.0 0.0 0.0 | | | |

主な介助者が介助できない場合の対応についてたずねたところ、「施設や病院等の職員に依頼する」が2割強を占めています。一方で、「ひとりでなんとかする」は7.1%、「どのようにしていいかわからない」は10.5%となっており、日常生活を送る上で万が一の対応に不安のある人は少なくないことがわかります。特に50～64歳では「ひとりでなんとかする」の割合が高く、2割弱を占めています。

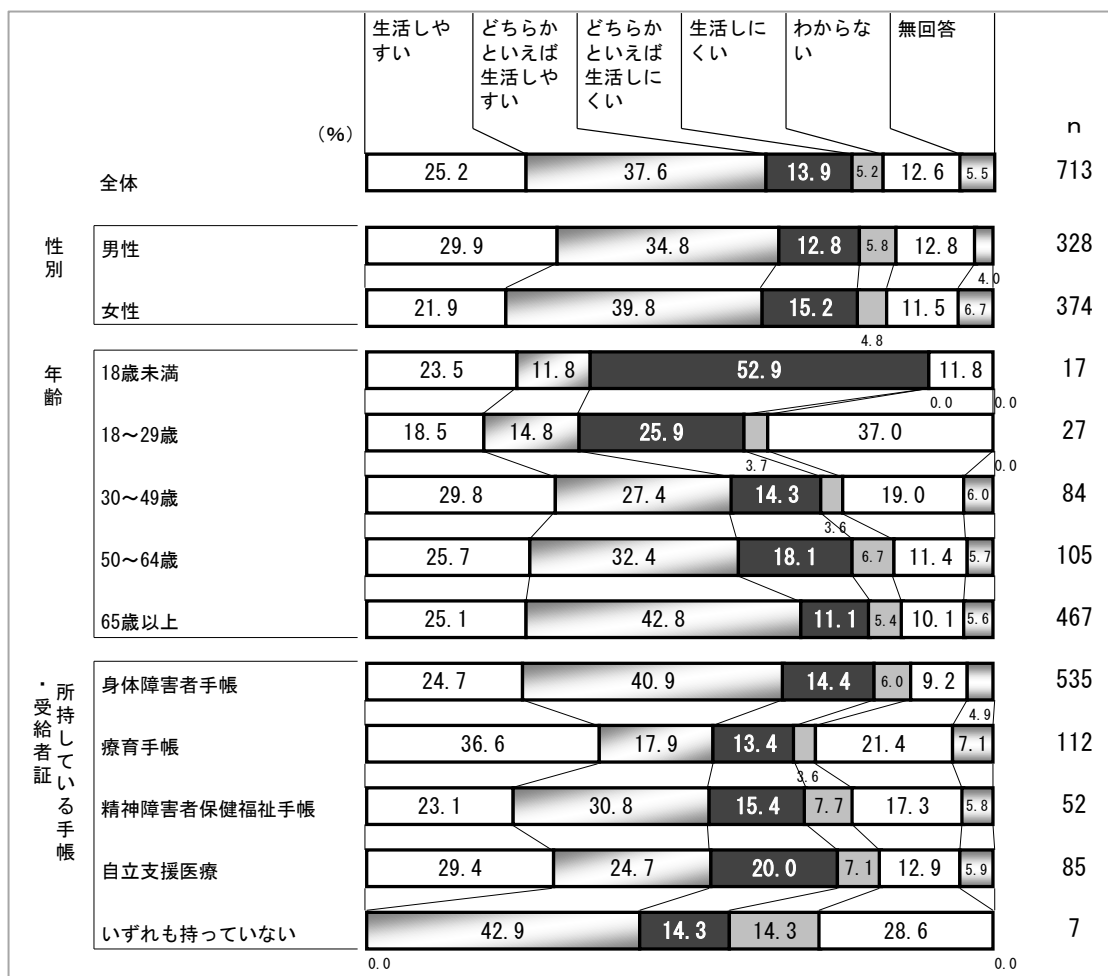
図表 主な介助者が介助できない場合の対応

| | 対応 | | | | | | | | n | |
|-------------|-------------------|-------------------|------------|-----------|--------------|----------------|------------|-----------------|------|-----|
| | 族同居している他の家族・親族に頼む | 族別居している他の家族・親族に頼む | 近所の人や知人に頼む | ボランティアに頼む | ホームヘルパーに依頼する | 施設や病院等の職員に依頼する | ひとりでなんとかする | どのようにしていいかわからない | | その他 |
| 全体 | 15.1 | 15.4 | 8.6 | 24.9 | 7.1 | 10.5 | 6.5 | 10.8 | 325 | |
| 性別 | | | | | | | | | | |
| 男性 | 16.2 | 9.5 | 9.5 | 23.0 | 10.1 | 12.2 | 8.1 | 10.8 | 148 | |
| 女性 | 14.5 | 20.8 | 8.1 | 26.0 | 8.7 | 11.0 | | | 173 | |
| 年齢 | | | | | | | | | | |
| 18歳未満 | 68.8 | | | | | | 6.3 | 6.3 | 6.3 | 16 |
| 18～29歳 | 41.2 | | | | 5.9 | 5.9 | 5.9 | 11.8 | 11.8 | 17 |
| 30～49歳 | 9.6 | 13.5 | | 32.7 | | 17.3 | | 13.5 | 52 | |
| 50～64歳 | 14.6 | 12.5 | | 25.0 | 18.8 | 8.3 | 10.4 | 8.3 | 48 | |
| 65歳以上 | 10.2 | 18.7 | | 12.8 | 25.1 | 5.9 | 9.6 | 11.8 | 187 | |
| 所持している手帳 | | | | | | | | | | |
| 身体障害者手帳 | 11.8 | 19.3 | 11.3 | 19.3 | 9.4 | 10.8 | | 11.8 | 212 | |
| 療育手帳 | 23.7 | | | 36.6 | 8.6 | 11.8 | 9.7 | | 93 | |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 22.2 | 14.8 | 14.8 | 11.1 | 25.9 | | | | 27 | |
| 自立支援医療 | 28.0 | 12.0 | 6.0 | 30.0 | 6.0 | 12.0 | | | 50 | |
| いずれも持っていない | 25.0 | | | 50.0 | | 25.0 | | | 4 | |

③ 富良野市における暮らし

富良野市が生活しやすいかたずねたところ、「生活しやすい」「どちらかといえば生活しやすい」と回答した人は全体の62.8%を占めています。一方で、「どちらかといえば生活しにくい」「生活しにくい」と回答した人は19.1%となっており、特に29歳以下の若年層に生活しにくさを感じる人が多い結果となっています。

図表 富良野市は生活しやすいか

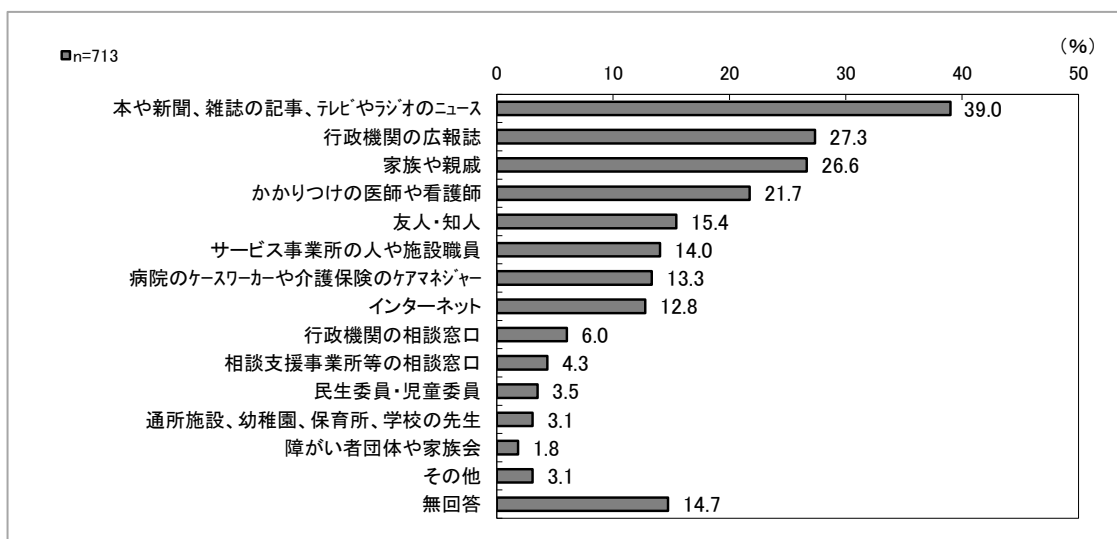


④ 障がい福祉サービス等に関する情報の入手

障がいや福祉サービスに関する情報の入手先についてたずねたところ、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」（39.0%）が最も多い回答となっているほか、「行政機関の広報誌」（27.3%）も上位となっています。

年齢で見ると、29歳以下では「家族や親戚」が第1位となっています。また、18～29歳では同率で「インターネット」も第1位となっており、複雑な制度・サービスについて、当事者の正しい理解を図っていく上で、市が作成するサービスの手引き等の重要性は変わらないものの、今後は年齢などに合わせて最適なメディアを選択していく必要があります。

図表 障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先（全体／複数回答）



図表 障がいや福祉サービス等に関する情報の入手先
(全体・属性別—上位3項目／複数回答)

単位：％

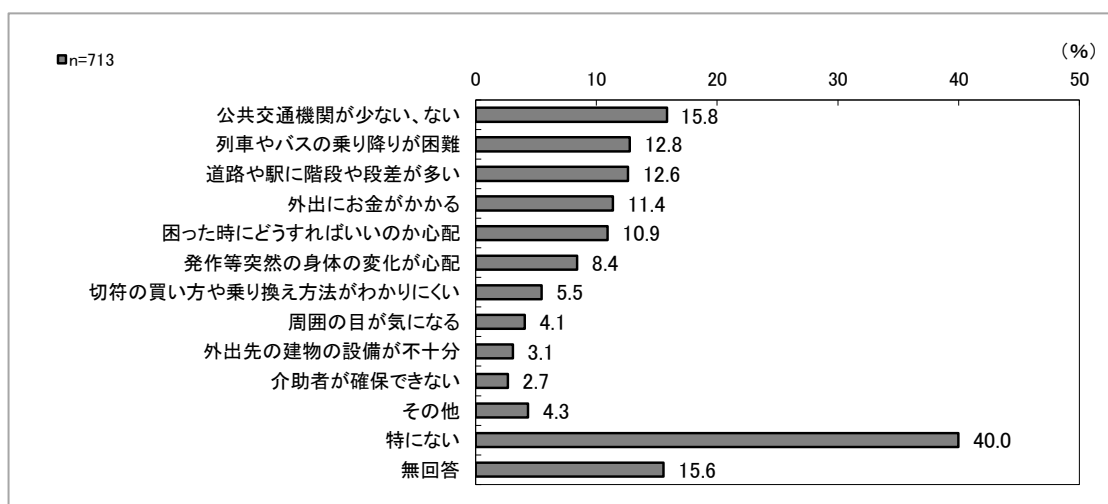
| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|----|--------|---------------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| 全体 | | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 39.0 | 行政機関の広報誌 27.3 | 家族や親戚 26.6 |
| 性別 | 男性 | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 40.2 | 行政機関の広報誌 28.7 | かかりつけの医師や看護師 26.8 |
| | 女性 | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 37.7 | 家族や親戚 28.9 | 行政機関の広報誌 25.9 |
| 年齢 | 18歳未満 | 家族や親戚 58.8 | 通所施設、幼稚園、保育所、学校の先生 47.1 | インターネット／かかりつけの医師や看護師 29.4 |
| | 18～29歳 | インターネット／家族や親戚 33.3 | 33.3 | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 29.6 |
| | 30～49歳 | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 41.7 | インターネット 35.7 | かかりつけの医師や看護師 22.6 |
| | 50～64歳 | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 47.6 | 行政機関の広報誌 24.8 | インターネット 23.8 |
| | 65歳以上 | 本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース 37.7 | 行政機関の広報誌 32.1 | 家族や親戚 30.0 |

⑤ 外出時の困りごと

外出時に困ることについてたずねたところ、「特にない」を除くと、「公共交通機関が少ない、ない」が第1位となっているほか、「列車やバスの乗り降りが困難」「道路や駅に階段や段差が多い」などが上位となっています。

年齢で見ると、29歳以下では「困った時にどうすればいいのか心配」が第1位となっており、周囲の人にサポートをどのように求めるべきか不安を感じている人が多いことがうかがえます。

図表 外出時に困ること（全体／複数回答）



図表 地域で生活するためがあるとよい支援
（全体・属性別—上位3項目／複数回答）

単位：%

| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|----|--------|-------------------------------------|------------------------------|---|
| 全体 | | 公共交通機関が少ない、ない 15.8 | 列車やバスの乗り降りが困難 12.8 | 道路や駅に階段や段差が多い 12.6 |
| 性別 | 男性 | 公共交通機関が少ない、ない 12.5 | 外出にお金がかかる 11.0 | 列車やバスの乗り降りが困難 10.7 |
| | 女性 | 公共交通機関が少ない、ない 19.0 | 列車やバスの乗り降りが困難 15.0 | 道路や駅に階段や段差が多い 14.7 |
| 年齢 | 18歳未満 | 困った時にどうすればいいのか心配 64.7 | 切符の買い方や乗り換え方法がわかりにくい 29.4 | 公共交通機関が少ない、ない／列車やバスの乗り降りが困難／周囲の目が気になる 23.5 |
| | 18～29歳 | 困った時にどうすればいいのか心配 25.9 | 切符の買い方や乗り換え方法がわかりにくい 18.5 | 列車やバスの乗り降りが困難 14.8 |
| | 30～49歳 | 公共交通機関が少ない、ない 20.2 | 困った時にどうすればいいのか心配 15.5 | 外出にお金がかかる 14.3 |
| | 50～64歳 | 公共交通機関が少ない、ない 18.1 | 外出にお金がかかる 16.2 | 道路や駅に階段や段差が多い 11.4 |
| | 65歳以上 | 公共交通機関が少ない、ない／列車やバスの乗り降りが困難 14.8 | | 道路や駅に階段や段差が多い 14.6 |

⑥ 雇用・就労

今後収入を得る仕事をしたいかたずねたところ、「したい」と回答した人は全体の2割強を占めており、特に男性の割合が高くなっているほか、若年層で就労意欲が高いことがうかがえます。

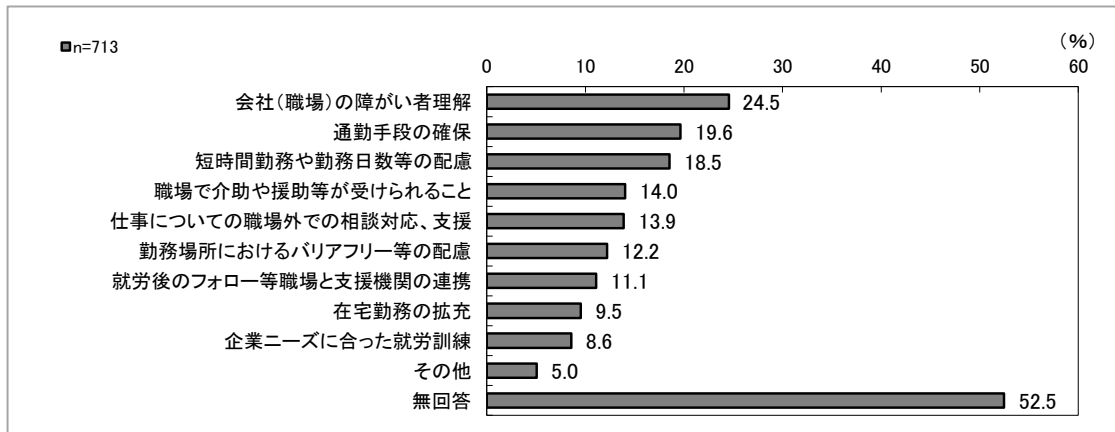
また、療育手帳所持者では「したい」が39.3%と他よりも高くなっています。障がいの種別にかかわらず、あらゆる人が自身の状況や希望に合わせた就労ができるよう、多様な就労の場の確保を図っていく必要があります。

図表 今後収入を得る仕事をしたいか

| | | したい | したくない | できない | 無回答 | n | | |
|--------------------|-------------|------|-------|------|------|-----|------|----|
| 全体 | | 20.3 | 14.0 | 47.3 | 18.4 | 713 | | |
| 性別 | 男性 | 24.4 | 12.8 | 43.3 | 19.5 | 328 | | |
| | 女性 | 16.6 | 15.0 | 50.5 | 17.9 | 374 | | |
| 年齢 | 18歳未満 | 76.5 | | | 5.9 | 5.9 | 11.8 | 17 |
| | 18～29歳 | 59.3 | | | 33.3 | | 27 | |
| | 30～49歳 | 45.2 | 7.1 | 34.5 | 13.1 | 84 | | |
| | 50～64歳 | 37.1 | 15.2 | 30.5 | 17.1 | 105 | | |
| | 65歳以上 | 7.9 | 15.6 | 55.7 | 20.8 | 467 | | |
| ・所持している手帳 ・受給者証 | 身体障害者手帳 | 16.6 | 15.9 | 48.8 | 18.7 | 535 | | |
| | 療育手帳 | 39.3 | 8.9 | 39.3 | 12.5 | 112 | | |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 23.1 | 9.6 | 51.9 | 15.4 | 52 | | |
| | 自立支援医療 | 29.4 | 10.6 | 45.9 | 14.1 | 85 | | |
| | いずれも持っていない | 28.6 | 14.3 | 42.9 | 14.3 | 7 | | |

障がい者の就労支援に必要なことについてたずねたところ、「会社（職場）の障がい者理解」（24.5%）が最も多くなっているほか、「通勤手段の確保」（19.6%）、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」（18.5%）も上位となっており、雇用側である企業の受け入れ態勢をソフト・ハード両面から構築していく必要があることがうかがえます。

図表 障がい者の就労支援として必要なこと（全体／複数回答）



⑦ 障がいに対する理解

障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことがあるかたずねたところ、「ある」が9.8%、「少しある」が11.9%となっており、全体では2割強の人に何らかのネガティブな経験があることがうかがえます。

比較的若年層で「ある」または「少しある」の割合が高くなっているほか、身体障がいのある人に比べて、知的障がい、精神障がいのある人ではそれぞれの割合が高くなっています。

身体障がいなど、目に見えやすい障がいへの理解は社会全体として進んできたと考えられますが、知的障がいや精神障がいなどへの正しい理解について、引き続き拡大を図っていく必要があります。

図表 障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことがあるか

| | | ある | | | | 少しある | | ない | | 無回答 | | n |
|----------|-------------|------|------|------|--|------|--|----|--|------|--|-----|
| | | (%) | | | | | | | | | | |
| 性別 | 全体 | 9.8 | 11.9 | 65.2 | | | | | | 13.0 | | 713 |
| | 男性 | 8.2 | 13.7 | 67.1 | | | | | | 11.0 | | 328 |
| | 女性 | 11.2 | 9.9 | 64.2 | | | | | | 14.7 | | 374 |
| 年齢 | 18歳未満 | 23.5 | | 47.1 | | | | | | 29.4 | | 17 |
| | 18～29歳 | 18.5 | 7.4 | 70.4 | | | | | | 0.0 | | 27 |
| | 30～49歳 | 19.0 | 25.0 | 44.0 | | | | | | 11.9 | | 84 |
| | 50～64歳 | 19.0 | 13.3 | 58.1 | | | | | | 9.5 | | 105 |
| | 65歳以上 | 5.1 | 8.1 | 71.9 | | | | | | 14.8 | | 467 |
| 所持している手帳 | 身体障害者手帳 | 8.8 | 10.3 | 68.4 | | | | | | 12.5 | | 535 |
| | 療育手帳 | 14.3 | 16.1 | 56.3 | | | | | | 13.4 | | 112 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 23.1 | 13.5 | 57.7 | | | | | | 5.8 | | 52 |
| | 自立支援医療 | 20.0 | 20.0 | 48.2 | | | | | | 11.8 | | 85 |
| | いずれも持っていない | 14.3 | | 71.4 | | | | | | 14.3 | | 7 |

⑧ 災害時における不安

家事や地震等の緊急時に一人で避難することができるかたずねたところ、「できる」が40.3%であったのに対し、「できない」は25.0%を占めています。性別で見ると、女性では「できない」が29.7%と、男性の19.8%を上回っています。

また、家族が不在の場合等に近所に助けてくれる人がいるかたずねたところ、「いない」が全体の25.7%を占めており、特に精神障がいのある人では、「いない」が34.6%と高い割合を示しています。

地域で安心して暮らせる環境を構築する上では、災害等の非常時においても、障がいのある人を地域で支える体制・ネットワークの構築が不可欠です。

図表 緊急時に一人で避難できるか

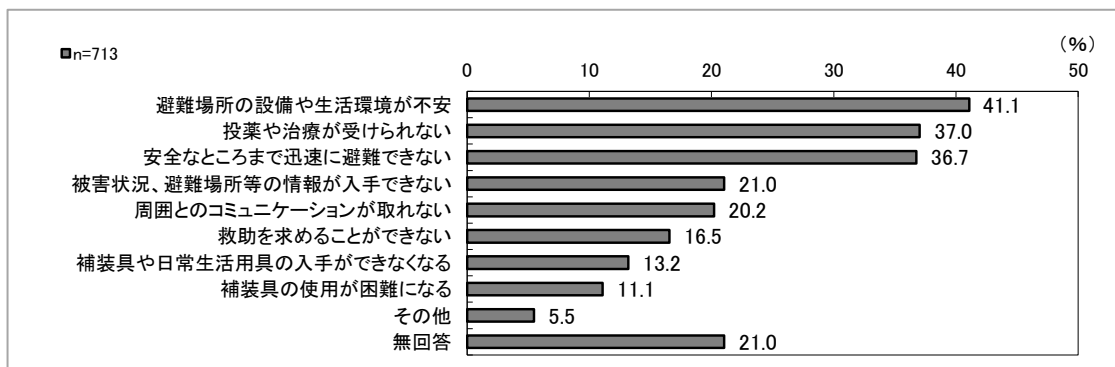
| | | できる | できない | わからない | 無回答 | n |
|-------------------|-------------|------|------|-------|------|-----|
| | | (%) | | | | |
| 全体 | | 40.3 | 25.0 | 28.1 | 6.7 | 713 |
| 性別 | 男性 | 49.1 | 19.8 | 25.9 | 5.2 | 328 |
| | 女性 | 32.9 | 29.7 | 29.4 | 8.0 | 374 |
| 年齢 | 18歳未満 | 5.9 | 47.1 | 47.1 | 0.0 | 17 |
| | 18～29歳 | 29.6 | 18.5 | 51.9 | 0.0 | 27 |
| | 30～49歳 | 53.6 | 19.0 | 22.6 | 4.8 | 84 |
| | 50～64歳 | 49.5 | 20.0 | 27.6 | 2.9 | 105 |
| | 65歳以上 | 38.1 | 26.3 | 27.2 | 8.4 | 467 |
| ・所持している手帳 受給者証 | 身体障害者手帳 | 40.9 | 25.0 | 26.5 | 7.5 | 535 |
| | 療育手帳 | 38.4 | 26.8 | 33.0 | 1.8 | 112 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 50.0 | 11.5 | 34.6 | 3.8 | 52 |
| | 自立支援医療 | 41.2 | 22.4 | 31.8 | 4.7 | 85 |
| | いずれも持っていない | 14.3 | 28.6 | 42.9 | 14.3 | 7 |

図表 家族が不在の場合等に近所に助けてくれる人がいるか

| | | いる | いない | わからない | 無回答 | n |
|----------|-------------|------|------|-------|------|-----|
| 全体 | | 31.8 | 25.7 | 33.7 | 8.8 | 713 |
| 性別 | 男性 | 28.7 | 30.5 | 33.8 | 7.0 | 328 |
| | 女性 | 35.0 | 21.9 | 32.6 | 10.4 | 374 |
| 年齢 | 18歳未満 | 17.6 | 41.2 | 41.2 | 0.0 | 17 |
| | 18～29歳 | 29.6 | 25.9 | 44.4 | 0.0 | 27 |
| | 30～49歳 | 35.7 | 34.5 | 23.8 | 6.0 | 84 |
| | 50～64歳 | 26.7 | 32.4 | 37.1 | 3.8 | 105 |
| | 65歳以上 | 32.8 | 22.5 | 33.6 | 11.1 | 467 |
| 所持している手帳 | 身体障害者手帳 | 32.3 | 26.4 | 32.0 | 9.3 | 535 |
| | 療育手帳 | 33.9 | 20.5 | 42.0 | 3.6 | 112 |
| | 精神障害者保健福祉手帳 | 28.8 | 34.6 | 32.7 | 3.8 | 52 |
| | 自立支援医療 | 32.9 | 32.9 | 24.7 | 9.4 | 85 |
| | いずれも持っていない | 14.3 | 14.3 | 57.1 | 14.3 | 7 |

災害時に困ることについては、「避難場所の設備や生活環境が不安」(41.1%) や「投薬や治療が受けられない」(37.0%) など、避難所での生活に困りごとを抱える人が多いことがうかがえる結果となっており、避難時での支援だけではなく、避難先での適切なケアが提供できる環境の整備が必要であることがうかがえます。

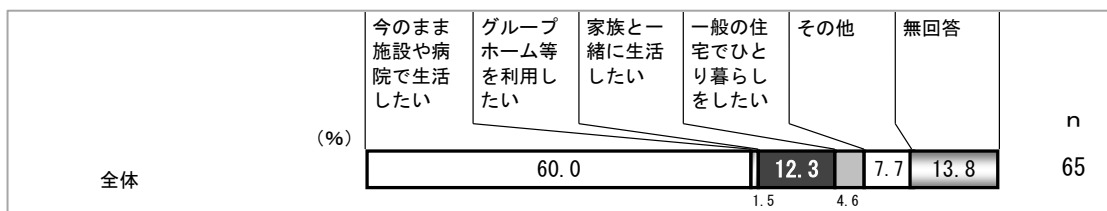
図表 災害時に困ること (全体/複数回答)



⑨ 地域生活への移行

福祉施設や病院等で生活している人に対して、将来地域で生活したいかたずねたところ、「今のまま施設や病院で生活したい」が全体の6割を占めています。一方で、「家族と一緒に生活したい」は全体の1割強を占めています。

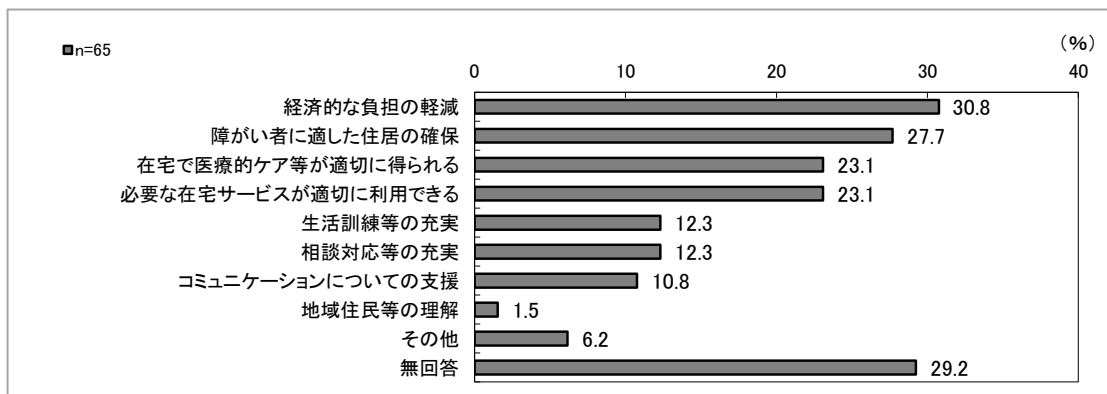
図表 将来地域で暮らしたいか



地域で生活するためにあるとよい支援についてたずねたところ、「経済的な負担の軽減」(30.8%)が最も多くなっています。

年齢で見ると、30~49歳では「障がい者に適した住居の確保」が第1位となっています。

図表 地域で生活するためにあるとよい支援 (全体/複数回答)



図表 地域で生活するためがあるとよい支援
(全体・属性別—上位3項目/複数回答)

単位：%

| | | 第1位 | 第2位 | 第3位 |
|----|--------|--|---|--|
| 全体 | | 経済的な負担の軽減 30.8 | 障がい者に適した住居の確保 27.7 | 在宅で医療的ケア等が適切に得られる/必要な在宅サービスが適切に利用できる 23.1 |
| 性別 | 男性 | 障がい者に適した住居の確保 37.9 | 在宅で医療的ケア等が適切に得られる/経済的な負担の軽減 31.0 | |
| | 女性 | 経済的な負担の軽減 30.6 | 必要な在宅サービスが適切に利用できる 25.0 | 障がい者に適した住居の確保 19.4 |
| 年齢 | 18~29歳 | 経済的な負担の軽減 60.0 | 在宅で医療的ケア等が適切に得られる/障がい者に適した住居の確保/必要な在宅サービスが適切に利用できる/生活訓練等の充実 40.0 | |
| | 30~49歳 | 障がい者に適した住居の確保 33.3 | 在宅で医療的ケア等が適切に得られる/生活訓練等の充実/相談対応等の充実/コミュニケーションについての支援 22.2 | |
| | 50~64歳 | 在宅で医療的ケア等が適切に得られる/障がい者に適した住居の確保/必要な在宅サービスが適切に利用できる 50.0 | | |
| | 65歳以上 | 経済的な負担の軽減 34.1 | 障がい者に適した住居の確保 25.0 | 必要な在宅サービスが適切に利用できる 22.7 |

第3節 富良野市の障がい者施策における課題

富良野市の障がい者施策の課題について、統計データやアンケート調査結果を踏まえて以下のように整理します。

(1) 障がいや障がいのある人への理解のさらなる拡大

「障害者差別解消法」の施行以降、行政機関のみならず民間事業者に対しても「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」が求められるようになり、本市でも、障がいを理由とする差別の解消に向けた市民への広報・啓発活動や施設のバリアフリー改修などを進めてきました。

一方で、内部障がいや発達障がい、精神疾患など、いわゆる「見えない障がい」は全国的に増加傾向にあり、本市においても同様です。また、アンケートでも障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたりしたことが“ある”と回答した人は全体の2割強を占めています。

共生社会の実現に向けては、多様な障がいの存在が広く認知されるよう、広報・啓発を今後も継続的に実施する必要があります。誰もが社会の大切な一員として尊重され、全員が社会に参画する機会を持てるよう、身近な地域における相互理解を深める機会を提供していく必要があります。

(2) 就労を含めた障がいのある人の社会参画の促進

就労は、収入を得る手段であると同時に、社会参加を実現する場の1つです。アンケートでは、今後収入を得る仕事を「したい」と回答した人が全体の2割強を占めています。障がい者の就労支援として必要なことについてたずねたところ、「会社（職場）の障がい者理解」や「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が上位となっており、企業の受け入れ態勢の構築が求められています。あらゆる人が自身の状況や希望に合わせた就労ができる環境を整えていくことが、今後の課題の1つとなっています。

また、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりがその能力や個性を発揮しながら、地域の中での役割や生きがいを持って生活を送ることができるよう、ボランティアや生涯学習活動、生涯スポーツなどの活性化を図っていく必要があります。

(3) 一人ひとりの状況に応じた切れ目のないサポートの提供

人口減少や少子高齢化、長寿化、晩婚化など、社会情勢の変化に合わせて、市民が抱える生活課題も多様化・複合化しています。障がいのある人に関連する生活課題を見ると、「親亡き後」や「8050問題」など複数の課題が複雑に関係するなど、既存の福祉サービスだけでは解決が難しいものもあり、制度間の連携が強く求められるようになっていきます。

障がいのある人を支えていく上では、一人ひとり異なる生活環境を整理し、それぞれに合った支援を包括的・総合的に提供していく体制づくりが求められます。住み慣れた地域での生活をより長く続けてもらえる環境づくりの一環として、庁内外の連携をさらに強化していく必要があります。

また、全国的に発達障がいのある人は増加傾向にあります。発達障がいの概念が広く普及し、以前よりも支援を受けやすくなったことで、様々な生きづらさを抱える人の存在が可視化されるようになりました。幼少期は課題を感じていなくても、成長にしたがって生きづらさを感じるようになるケースも少なくありません。年齢を重ね、生活環境が変わることで、必要な支援が得られなくなることもあります。

発達に不安を抱える当事者だけではなく、その家族の負担も軽減することができるサポートが求められています。一人ひとり異なる「生きづらさ」に寄り添いながら、包括的・総合的に支援していくことができる支援体制の構築を図っていく必要があります。

(4) すべての人が安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人の社会参加を進めるためには、生活環境における物理的・心理的障壁が除去され、あらゆる人が暮らしやすいまちでなくてはなりません。アンケートでは、外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない、ない」が第1位となっているほか、「列車やバスの乗り降りが困難」、「道路や駅に階段や段差が多い」など、公共交通の利用環境に関する課題が上位となっています。また、障がい者の就労支援として必要なこととして、「通勤手段の確保」が第2位に挙げられています。障がいのある人が移動しやすい交通手段の整備を利用者の視点に立って進めていくことが求められます。

災害時における避難行動支援や避難生活に対する不安の軽減も課題の1つとなっています。災害時に一人で避難「できない」と回答した人は全体の25.0%を占めています。また、災害時に困ることとして「避難場所の設備や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」、「安全なところまで迅速に避難することができない」が上位となっています。高齢の障がいのある人も増加傾向にあることから、今後、避難行動や避難所での生活に不安を抱える人はさらに増えていく可能性が高くなっています。

これ以外にも、高齢化に伴って、障がいのある人の権利や財産を守るための取り組み（権利擁護）の重要性はさらに高まっていくことが見込まれます。制度の正しい理解と利用につなげていく必要があります。

第3章 基本概念

第1節 計画の基本理念

障がい者福祉に関連する法律や制度の改正、アンケート調査の結果などを総合的に踏まえ、本計画における基本理念を以下のように定めます。

この基本理念は、内閣府などが掲げる「共生社会」の実現を目指すものであると同時に、「富良野市第3期地域福祉計画」が目指す地域共生社会の構築に、障がい者福祉の観点から寄与することを願い、定めるものです。障がいの有無だけではなく、性別や年齢など、すべての属性を超えて、あらゆる人がいきいきとした人生を享受できる社会づくりを推進します。

図表 計画の基本理念

安心して暮らせる共生のまち からの

第2節 基本目標の設定

《基本目標1》多様性を認め合う社会の構築

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」は、障がいの有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながらともに生きる社会「共生社会」をつくることを目的としています。この法律によって、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いが禁止されると同時に、合理的配慮の提供や環境の整備などを行うことが広く求められるようになりました。

障がいに限らず、年齢や性別、国籍や文化なども含めた多様性（ダイバーシティ）を認め合える社会をつくるための取り組みを進めていきます。

《基本目標2》誰もが自分らしく活躍できる場の創出

就労は、社会的・経済的自立を促すものであるとともに、社会参加や生きがいづくりの側面も有しています。障がいのある人がその特性や能力を活かして社会に幅広く参画していくことができるよう、雇用機会の創出と拡大を図っていきます。

また、すべての市民が孤立することなく、身近な地域で暮らし続けられるよう、障がいのある人が参加しやすい地域活動の展開を促していきます。

《基本目標3》ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

障がいのある人の生活を支える上では、そのライフステージに応じた福祉サービス、生活支援サービスが不可欠です。一人ひとり異なる状況に合わせて切れ目なくサポートを提供していくため、各サービスの量的・質的確保はもちろんのこと、関係機関の協力・連携体制を強化していきます。

また、障がいのある人だけではなく、その家族への支援も充実していきます。発達支援・療育体制の強化を図るとともに、レスパイトサービスの確保を通じて、家族の不安や負担の軽減を図ります。

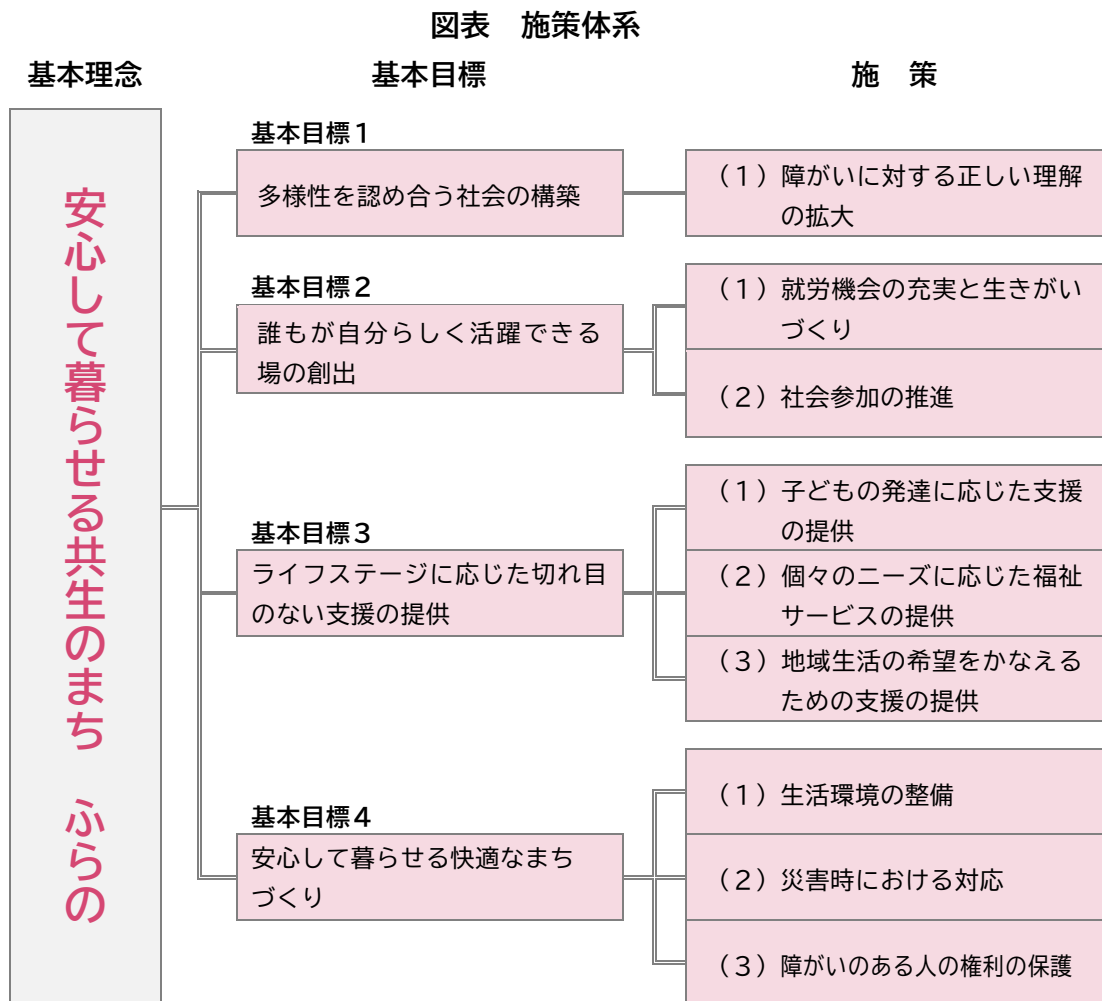
《基本目標4》安心して暮らせる快適なまちづくり

あらゆる市民が暮らしやすい富良野市であるためには、ハード・ソフト両面からの生活環境の整備が不可欠です。心理的・物理的なバリアフリーが実現されることはもちろん、災害等の非常時においても、必要な支援が得られるような環境づくりを進めていきます。

また、判断能力に不安を抱える人であっても、安心して暮らし続けられる富良野市であり続けられるよう、その財産や権利を守るための取り組みを充実していきます。

第3節 施策体系

本計画の基本理念と基本目標に基づき、以下のように施策を定めます。



第4章 施策の展開

第1節 (基本目標1) 多様性を認め合う社会の構築

(1) 障がいに対する正しい理解の拡大

「障害者差別解消法」の施行以降、行政機関のみならず民間事業者などに対しても「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮」の提供が求められることになり、本市においても、障がいを理由とする差別の解消に向けて、市民や市内団体・事業所などへの広報・啓発活動及び合理的配慮の提供に向けた施設の改修など、様々な取り組みを進めてきました。

一方で、障がいのある人が差別や偏見を感じる場面は依然として残っており、今回実施したアンケートでも特に若い世代で差別や偏見を感じる人の割合が高い傾向がうかがえます。今後も、広く障がいや障がいのある人への理解を深めるための周知・啓発活動を継続して実施するとともに、障がいのある人との交流機会を身近な地域で創出していきます。

また、障がいのある人の「自分のことは自分で決める」自己決定権を尊重し、誰も排除されることのない社会を創出するための広報・啓発を図っていきます。

図表 主な取り組み

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|-------------------------------|--|----------------|
| ① 障がい者福祉に関する広報の充実 | 障がいに関する基本的な知識や障がい者イベントの開催など、市民が障がい者理解を深めるための情報を、「広報ふらの」や「社協だより」に掲載し、あらゆる人がアクセスできる環境を提供します。 | 福祉課 社会福祉協議会 |
| ② 多様な障がいに対応した広報の充実 | 視覚障がい者のための音による広報やコミュニティFMなどを用いた情報発信を行います。 | 企画振興課 福祉課 |
| ③ 障がいのある人でもアクセスしやすいWebサイトへの改修 | 色覚障がい等への配慮や文字拡大機能をはじめとして、様々な障がいのある人が利用しやすいWebサイトとするための改修を随時行います。 | スマートシティ 戦略課 |
| ④ 障がいのある人に配慮した図書の購入 | 視力の弱い人などが読みやすい大活字本や録音図書などを購入します。 | 図書館 |
| ⑤ 障害者週間に合わせた広報と啓発 | 「障害者週間」(12月3日～12月9日)に合わせ、障がいや障がいのある人への理解を深める企画を実施します。 | 福祉課 |
| ⑥ 出前講座の開催 | 地域や団体等の要望に応じて出前講座を開催し、障がいのある人に対する地域の理解を深めます。 | 福祉課 |

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|--------------------------------------|--|-------|
| ⑦ 障がいのある人に関するイベントの後援 | 障がい者支援団体・施設等が実施するイベントの運営を後方支援し、市民への理解を促します。 | 福祉課 |
| ⑧ 地域生活支援事業に基づく障がいのある人の活動支援 | 地域生活支援センターを通じて、障がいのある人やその家族、支援者等が主体的に行う取り組みを支援します。 | 福祉課 |
| ⑨ 当事者団体・支援者団体等との連携 | 庁内関係部署と当事者団体・支援者団体とのネットワークを強化し、相互理解と情報共有を図ります。 | 福祉課 |
| ⑩ 福祉教育の実施 | 副読本などを利用し、学校において、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を促すための福祉教育を実施します。 | 教育振興課 |
| ⑪ 社会教育との連携 | 関係機関や団体と連携して、障がいの有無にかかわらず学ぶことのできる講座などの学びの場を確保することで、市民が障がいや障がいのある人に対する正しい理解を促します。 | 教育振興課 |
| ⑫ ヘルプマーク ⁱⁱ やカードの配布と認知の向上 | <p>内部障がいをはじめとする「見えない障がい」のある人が周囲の人に支援を必要としていることを示すためのヘルプマークやカードについて、その普及・啓発を図るため、ポスター設置やWebサイト等による広報を行います。</p> <p>また、ヘルプマークやカードを必要とする人に配布します。</p> | 福祉課 |

ii 「ヘルプマーク」とは、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。すべての都道府県で導入されており、各自治体で配布されている。

第2節 (基本目標2)

誰もが自分らしく活躍できる場の創出

(1) 就労機会の充実と生きがいづくり

就労は障がいのある人が地域で自立した生活を送るための手段の1つであると同時に、社会参加や生きがいづくりなどの役割を果たしています。また、障がい者の法定雇用率も随時見直しが行われており、障がいのある人の活躍の場の創出が社会全体で進められています。

国の動向等も踏まえつつ、本市においても、市内企業等での雇用につながるよう、支援や働きかけを進めます。公共職業安定所や商工会、特別支援学校などと連携し、障がいのある人の雇用を総合的に支援します。

市内事業者に対しては、障害者差別解消法の改正などに対応できるよう、広報等を展開するとともに、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を普及することで、障がいのある人もない人もともに働きやすい就労環境の整備を促していきます。

図表 主な取り組み

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|-------------------------------|--|---------|
| ① 福祉就労の充実 | 心身の状態などから一般企業への就労が難しい方に対し、障がい者支援施設の利用を促すなど、関係機関と連携し働く場の確保や拡大に取り組みます。 | 福祉課 |
| ② 一般就労への移行支援 | 一般企業への就労を希望する人に対し、就労移行支援などの福祉サービスを通じて、就労に必要な知識や能力の向上を図ります。 | 福祉課 |
| ③ 職場体験実習 | 実践的な就労体験実習を受け入れる企業や関係機関等と連携し、障がいのある人の働く機会の拡大を支援します。 | 商工観光課 |
| ④ 障がい者優先調達の推進 | 障がい者就労施設等からの物品等の調達を優先的に行うよう努めます。調達額等については、毎年度市Webサイトなどで報告を行います。 | 福祉課 |
| ⑤ 生活の安定を図るための制度の周知拡大と適切な利用の促進 | 生活福祉資金貸付制度や住宅改造資金の助成など、生活の安定化を図るための制度について、適切な利用を促します。 | 社会福祉協議会 |
| ⑥ 障害者差別解消法の改正に伴う制度の周知 | 障害者差別解消法の改正に伴い義務化された「合理的配慮の提供」を市内企業に周知します。 | 福祉課 |

(2) 社会参加の推進

文化活動やスポーツ活動は、すべての人にとって生きがいの1つであると同時に、社会参加の手段の1つとなっています。パラリンピックの開催もあり、文化芸術活動やスポーツ活動に取り組む障がいのある人への注目も高まっています。障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が社会活動に参加しやすい施設や設備を整えるとともに、コミュニケーション支援などをはじめとしたソフトウェアにおける支援についても充実を図っていきます。

また、障がいのある人が身近な地域のイベントなどに参加できる環境を創出するため、基幹相談支援センターと連携し、手話通訳者の派遣などを行います。また、障がいのある人を身近な地域で支えるボランティアを養成します。

図表 主な取り組み

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|--------------------------------|--|------------------|
| ① 障がいのある人に関するイベントの後援【再掲】 | 障がい者支援団体・施設等が実施するイベントの運営を後方支援し、市民への理解を促します。 | 福祉課 |
| ② 地域生活支援事業に基づく障がいのある人の活動支援【再掲】 | 地域生活支援センターを通じて、障がいのある人やその家族、支援者等が主体的に行う取り組みを支援します。 | 福祉課 |
| ③ 障がい者スポーツ大会の開催支援 | 様々な障がい者スポーツ大会の開催支援を行います。 | 福祉課 コミュニティ推進課 |
| ④ 社会教育の場の充実 | 障がいの有無にかかわらず、誰もが参加できる活動や学びの場を提供します。 | 教育振興課 |
| ⑤ 社会教育指導者の発掘と育成 | 文化団体、スポーツ団体等と連携し、障がいのある人に対し、文化やスポーツ、レクリエーションなどを教える指導者の発掘・育成を行います。 | コミュニティ推進課 |
| ⑥ 手話通訳者の派遣 | 高度な通訳技術が求められる通院時など、要請に応じて手話通訳者を派遣します。障がいのある人が様々な社会活動に参加できるよう、基幹相談支援センターと連携して支援します。 | 福祉課 |
| ⑦ 手話奉仕員養成講習会 | 手話の初心者を対象に、入門・基礎編の講習を行い、聴覚障がいへの理解を深めるとともに、簡単な手話語彙や表現技術を習得する場を提供します。手話を使ったコミュニケーションに取り組みます。 | 福祉課 |

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|-------------------------|--|---------|
| ⑧ 講演会などにおける障がいに応じた配慮や対応 | 市で実施する講演会や講座において、手話通訳者の配置やわかりやすい資料の作成など、それぞれの障がいに応じた適切な準備や配慮、対応等を行います。 | 福祉課 |
| ⑨ ボランティアの養成 | 社会福祉協議会のボランティアセンター等で障がいのある人の生活を支えるボランティアを養成します。 | 社会福祉協議会 |

第3節 (基本目標3)

ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

(1) 子どもの発達に応じた支援の提供

発達に不安を感じる児童数は全国的に増加傾向にあります。「発達障がい」の診断基準の変更やその概念が広く世間に周知されたことなどがその要因として挙げられますが、一人ひとりの発達状況に合わせた適切な支援は、今後もますますその重要性を増していくと見込まれます。一人ひとり異なる「生きづらさ」やその保護者の不安に寄り添いつつ、ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関との連携を深めていきます。また、障がいのある子どもの療育の充実を図り、社会的自立を支援します。障がいのある児童・生徒と障がいのない児童・生徒がともに学ぶ「インクルーシブ教育ⁱⁱⁱ」は、誰もが相互に人格と個性を認め合う「共生社会」の構築において重要な役割を果たします。一人ひとりの特性や状況に応じた適切な支援を受けながら教育を受けることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、教員などに対する定期的な指導力向上、理解促進を進めていきます。

図表 主な取り組み

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|-------------------------|---|--------|
| ① 発達に不安のある子どもの早期発見と早期支援 | 妊娠期から子育て期(0～18歳)にわたる切れ目のない子育て支援を行う「こども家庭センター」を拠点に、関係機関と連携を図り、保護者が抱える不安や悩みを把握し、必要な支援につなげていきます。 | こども未来課 |
| ② あそびの教室 | 子どもの発育や発達のことでも不安を感じたり、子どもとの関わりが難しいと悩んでいるお母さんと子どもが楽しく遊べる教室を行います。 | こども未来課 |
| ③ 児童発達支援事業 | 個別支援計画に基づき、児童発達支援事業所において、遊びや生活動作を通して、心身の発達を促し、子どもが持っている力を発揮できるよう支援を行います。 | こども未来課 |
| ④ 療育支援事業 | 発達障がいに関するワークショップや講座を開催し、支援者の知識やスキルの育成を図ります。 | こども未来課 |

ⁱⁱⁱ 障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに学ぶことを通じ、共生社会の実現に貢献しようとするもの。

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|-------------------------------|---|--------|
| ⑤ 障がい児保育の充実 | <p>発達に遅れや不安のある子どもの保育にあたり、必要となる加配職員を配置します。保育所における統合保育を実施します。</p> <p>こども通園センターの専門職員が幼稚園・保育所を訪問し、支援を必要とする児童に対して専門的な支援を提供します。</p> | こども未来課 |
| ⑥ 就学支援体制の充実 | <p>子ども一人ひとりの実態を把握し、それぞれの特性や能力に応じて適切な教育が受けられる体制の充実を図ります。</p> | 教育振興課 |
| ⑦ 特別支援学級の設置 | <p>市内各学校に特別支援学級を設置し、児童・生徒一人ひとりに合った教育を提供します。</p> | 教育振興課 |
| ⑧ 個別の教育支援計画や指導計画の作成 | <p>児童・生徒やその保護者、担任、外部機関との連絡を円滑化することで、適切な指導を行いやすくするための個別の教育支援計画・指導計画を作成します。</p> | 教育振興課 |
| ⑨ 特別支援学校との連携 | <p>特別支援学校、市内の小・中学校、関係機関等で連携を深め、学びの場の選択等がスムーズに行えるような仕組みの構築を図ります。</p> | 教育振興課 |
| ⑩ 通級指導教室の充実 | <p>言語障がい等のある児童に対し、通常の学級に在籍しながら、特別の指導の場を設け、特別の教育課程に基づき、個々に応じた専門的な指導の充実を図ります。</p> | 教育振興課 |
| ⑪ 指導力の向上 | <p>関係機関との有機的な連携協力体制の構築で、一人ひとりの教員及び療育に関わる専門職員の教育・療育、相談等への専門性や指導力の向上に努めます。</p> | 教育振興課 |
| ⑫ 放課後等デイサービス事業の実施 | <p>放課後や夏季休暇等の長期休業中に生活能力の向上のための訓練を提供する放課後等デイサービスにより、子どもの居場所を確保するとともに、その発達を支援します。</p> | こども未来課 |
| ⑬ 学童クラブ・放課後子ども教室における障がい児の受け入れ | <p>放課後における子どもの居場所を確保するとともに、子ども同士がお互いの特性を認識し、ともに活動する場を提供します。</p> | 教育振興課 |
| ⑭ 特別児童扶養手当の支給 | <p>身体や精神に一定程度の障がいを持つ20歳までの子どもを監護している父、母または養育者に対し特別児童扶養手当を支給します。</p> | 福祉課 |
| ⑮ 障害児福祉手当の支給 | <p>著しい障がいのため、日常生活において常時の介護が必要とされる重度の障がい児に対し障害児福祉手当を支給します。</p> | 福祉課 |

(2) 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供

障がいのある人が日常生活を送るためには、一人ひとり異なる障がいの特性や生活状況に合わせた必要な支援を受けることが大切です。障がいのある人やその家族などが抱える生活課題や福祉に関する様々なニーズを把握し、相談支援事業者などと連携しながら、適切なサービスの利用につなげていきます。また、各種障がい福祉サービスの量的・質的充実を図り、多様化する支援ニーズの対応に努めます。

図表 主な取り組み

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|---------------------------|--|-------|
| ① 富良野圏域障がい福祉社会資源ガイドの活用 | 障がい福祉サービスを受けようとする市民に対し、「富良野圏域障がい福祉社会資源ガイド」を活用し、わかりやすい説明に努めます。 | 福祉課 |
| ② 心身障がい者手帳の手引きの更新 | 障がいのある人が利用する各種サービス等についてまとめた「心身障がい者手帳の手引き」について、法改正等に対応した内容の更新を随時行います。 | 福祉課 |
| ③ 障がいのある人やその家族等からの相談対応の充実 | 富良野地域生活支援センターや関係機関と連携し、障がいのある人などからの相談対応を行うほか、地域生活課題の解決に向けた支援を行います。 | 福祉課 |
| ④ 障がい福祉サービスの提供 | 居宅介護をはじめとする介護給付や就労継続支援などの訓練等給付について、一人ひとりの障がいの特性や生活状況に応じた適切なサービスの利用を促します。 | 福祉課 |
| ⑤ 地域生活支援事業の実施 | 移動支援事業や日中一時支援事業など、地域生活支援事業として提供するサービスについて、安定的な提供を図るとともに、適切な利用を促していきます。 | 福祉課 |
| ⑥ 障がい児通所支援事業 | 施設などへの通所により、日常生活における基本的な動作の指導、生活能力向上のために必要な訓練、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、社会との交流促進などの支援を行います。 | 福祉課 |
| ⑦ 「書かない窓口」の導入による住民サービスの向上 | 住民の視点に立った質の高い窓口サービスを提供するため、「書かない窓口」の実現に向けて環境構築を進めます。 | 市民課 |

(3) 地域生活の希望をかなえるための支援の提供

障がいのある人が地域で暮らすためには、それぞれに最適化された障がい福祉サービスの利用はもちろんのこと、サービスの受給等に係る経済的負担の軽減が不可欠です。国や北海道が定める様々な支援制度等について、サービス利用者に対して周知を図るとともに、適切な受給を促します。

また、障がいのある人が地域での暮らしを続けていくためには、障がいのある人を最も身近で支える家族介護者が抱える身体的・心理的負担を軽減するための取り組みが必要です。短期入所（ショートステイ）をはじめとするレスパイトサービスの確保も合わせて進めていきます。

図表 主な取り組み

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|---------------------|---|-------|
| ① 自立支援医療 | 障がいのある人やその家族の地域生活を支援するため、その経済的負担を軽減します。 | 福祉課 |
| ② 重度心身障害者医療費助成制度 | 身体障害者手帳1～2級、及び3級の内部障がい、療育手帳の判定がA、精神障害者保健福祉手帳1級の方（通院のみ）の医療費を助成します。 | 市民課 |
| ③ 地域移行支援及び地域定着支援の確保 | 地域生活を希望する精神障がいのある人が必要とする、相談や支援を総合的に提供できるよう、障がい福祉サービスの充実を図ります。 | 福祉課 |
| ④ レスパイトサービスの充実 | 在宅で障がいのある人を支える家族介護者・介護者の身体的・精神的負担を軽減するためのレスパイトサービスの確保と充実を図ります。 | 福祉課 |

第4節 （基本目標4） 安心して暮らせる快適なまちづくり

（1）生活環境の整備

「共生社会」の実現においては、ハードウェアにおけるバリアフリー化を進める必要があります。

日常生活で利用する施設や建物はもちろんのこと、道路などのインフラ、公共交通機関などあらゆる人が利用しやすい生活環境の創出・拡大を図っていきます。

図表 主な取り組み

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|--------------------------------------|---|-----------|
| ① 建築物におけるバリアフリー化の推進 | 多くの人が利用する建築物(特殊建築物)を建築する場合は、「北海道福祉のまちづくり条例」などの整備基準に沿った指導を行います。 | 都市建築課 |
| ② 道路・公園におけるバリアフリー化の推進 | 視覚障がい者に配慮した道路や公園設備の整備などを通じ、あらゆる人が使いやすい都市インフラの整備を進めます。 | 都市施設課 |
| ③ オストメイト対応トイレ設置マップ・車いす対応トイレ設置施設一覧の更新 | オストメイトに対応したトイレが設置されている施設を示したマップ及び車いす対応トイレが設置されている施設リストを更新し、市Webサイトで公表します。 | 福祉課 |
| ④ 交通安全施設の整備 | 町内会等の意見を把握し、音響式信号機や感應式信号機の整備を関係機関に要望します。 | コミュニティ推進課 |
| ⑤ 安定した居住環境の提供と公営住宅におけるバリアフリー化 | 市民の居住の安定確保に努めるとともに、障がいのある人であっても居住しやすい公営住宅の整備を進めます。 | 都市建築課 |
| ⑥ 住宅改修費の助成 | 障がいのある人が居住する住宅について、手すりの設置や段差の解消等の小規模な改修にかかる費用の負担を軽減します。 | 福祉課 |
| ⑦ 生活の安定を図るための制度の周知拡大と適切な利用の促進【再掲】 | 生活福祉資金貸付制度や住宅改造資金の助成など、生活の安定化を図るための制度について、適切な利用を促します。 | 社会福祉協議会 |

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|-------------------|--|--------|
| ⑧ 住民支え合いマップの作成・更新 | 地域の「気になる人(支援が必要と考えられる人)」とその人への住民の関わりを住宅地図に落とし込み、支え合い活動の実施状況や支援の欠けている状況を把握し、地域の福祉課題の抽出に役立てる「住民支え合いマップ」の作成・更新を推進します。 | 福祉課 |
| ⑨ 緊急通報システムの設置 | 重度身体障がい者で一人暮らしをしている人が、火災など緊急時に助けが必要な時の連絡手段として通報端末を貸与し、日常生活の不安の解消を図ります。 | 高齢者福祉課 |

(2) 災害時における対応

これまで比較的災害が少ないとされてきた道内でも、平成28年8月の北海道豪雨や平成30年北海道胆振東部地震をはじめとして、様々な大規模災害が発生するようになってきています。障がいのある人が安全に避難できるよう、非常時を想定した助け合いの体制を日ごろから構築しておく必要があります。

災害発生時等を想定した支援ネットワークの構築や様々な情報発信手段（安心・安全メール、ヤフー防災アプリ、市ホームページ、ラジオふらの、広報車等）の利用、避難時の支援体制整備など、非常時であっても安心して生活できる環境の整備も合わせて進めていきます。

図表 主な取り組み

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|--------------------------|--|-------|
| ① 防災ネットワークの確立 | 災害時における避難誘導や避難場所における生活支援など、必要な支援を提供できる地域住民や消防署、障がい者関連団体、民生委員等との地域ネットワークを構築していきます。 | 総務課 |
| ② 安心・安全メールの登録の促進 | 災害時における避難に不安がある市民が迅速に避難できるよう、安全・安心メールへの登録を促すとともに、システム障害等に備えた情報伝達手段の多重化を図ります。 | 総務課 |
| ③ 災害時における避難場所の確保と支援体制の確立 | 福祉避難場所の指定及び関連事業者との災害時受け入れに関する協定の締結を推進し、受け入れ体制の充実を図るとともに、在宅で被災生活を送る障がい者の巡回相談などの支援体制を整備します。 | 総務課 |
| ④ 個別避難計画の推進 | 要配慮者対策計画(地域防災計画)に基づく個別避難計画の作成を指導します。災害時の障がいの特性に配慮した対応の参考となる避難所運営マニュアルの浸透を図ります。 | 総務課 |
| ⑤ 防災訓練等への当事者参加の促進 | 地域主体の防災訓練の実施を推進し、地域の障がい者を含めた災害時要援護者の援護体制の確立を推進します。新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めながら、防災訓練等を継続的に実施します。 | 総務課 |
| ⑥ 防災資器材の整備 | 障がい者等に配慮した防災資器材の整備を進めます。 | 総務課 |
| ⑦ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策 | 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、災害時には保健福祉部と連携して対応にあたるとともに、必要に応じてホテルや旅館等を含め、避難場所とすることを検討します。 | 総務課 |

(3) 障がいのある人の権利の保護

障がいのある人が地域で安心して暮らし続けることができるように、その権利や財産が適切に保護される仕組みの重要性が高まっています。高齢化の進行に伴って、知的障がいや精神障がい、認知症などによって判断能力に不安のある人は増えていくと見込まれるのに対し、そうした人の権利や財産を保護するための成年後見制度などについては、その周知の拡大が課題の1つとなっています。「第3期富良野市地域福祉計画」と合わせて策定されている「富良野市成年後見制度利用促進基本計画」に沿って、制度の正しい理解を促すとともに、制度を必要とする人の適切な利用につなげていきます。

また、障がいのある人が自らの権利を侵害されることなく、心身の安全を阻害されることのない安心なまちづくりを進めるため、虐待の防止と早期発見・早期対応を図っていきます。

図表 主な取り組み

| 主な取り組み | 概要 | 担当部署等 |
|-------------------|--|---------------|
| ① 成年後見制度の利用促進 | 知的障がいや精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利や財産を保護するための成年後見制度について周知を図るとともに、制度の利用が必要と判断される人を把握し、適切な利用につなげます。 | 福祉課 高齢者福祉課 |
| ② 市長申立の実施 | 後見制度の利用が必要で申立を行う親族がいない人について、市長による後見等開始審判請求を実施します。 | 福祉課 高齢者福祉課 |
| ③ 法人後見事業 | 知的障がいや精神障がいなどにより意思決定が困難な人の判断能力を補うため、社会福祉協議会が法人として成年後見人等となり、財産管理、身上監護を行います。 | 社会福祉協議会 |
| ④ 日常生活自立支援事業の利用促進 | 知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人が、必要な福祉サービスを円滑に利用できるよう支援します。 | 社会福祉協議会 |
| ⑤ 障がい者虐待の防止と早期対応 | 「障害者虐待防止法」に基づき、関係機関との連携及び情報共有を行い、障がい者虐待の早期発見・早期対応を図ります。 | 福祉課 |
| ⑥ 緊急一時保護 | 擁護者による虐待が疑われるケースに対応し、必要に応じて一時的な保護を行います。 | 福祉課 |

第5章 計画の推進

第1節 関係機関との連携

障がい者施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、雇用、住宅、交通、防災、情報など、広範囲の分野にまたがるものであり、その推進・充実には庁内各部署との連携が不可欠です。

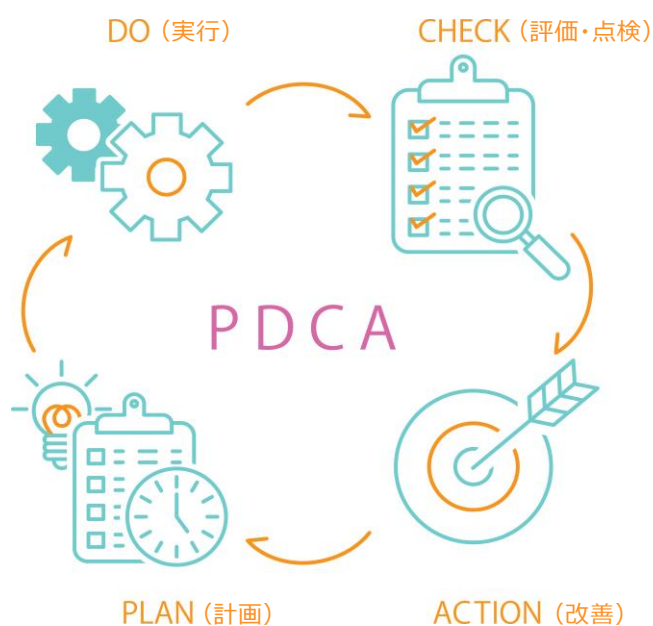
「第6次富良野市総合計画」や「第3期富良野市地域福祉計画」などの他計画の動向も考慮しつつ、障がいの有無にかかわらず、すべての市民がともに地域で暮らしていくことができるよう、施策の効果的・効率的な推進を図っていきます。

また、行政が提供するサービスだけでは障がいのある人の生活を支えることはできません。福祉サービス事業所や保健・医療機関、ボランティア団体など、市の内外で活動する団体・機関に加え、一般事業所などとも連携し、障がいのある人やその家族の暮らしがよりよいものとなるよう、ネットワークを構築・強化するとともに、広く障がいや障がいのある人への理解を促していきます。近隣自治体との連携を図り、円滑な事業の推進を図ります。

第2節 計画の進行管理

計画に記載された事業・取り組みについて、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

必要に応じて関係各課及び各課の事務担当者による協議の場を設け、全庁的な体制の下で本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行い、円滑な計画の推進を図っていきます。



第3節 計画の周知

本計画の内容を幅広く市民に周知するため、「広報ふらの」や市Webサイト等の各媒体を活用し、情報発信を行います。

第6章 資料編

(1) 計画の策定経過

(2) 富良野市障がい者計画策定市民委員会委員名簿

(任期：令和3年7月30日から令和5年3月31日)

| 区分 | 所属団体・機関等の名称と役職 | 氏名 | 備考 |
|------------|---|---------|------|
| 障がい者 団体 | 社会福祉法人 エクウエート富良野 富良野地域生活支援センター 所長 | 久 田 到 | 副委員長 |
| | 社会福祉法人 富良野あさひ郷 サポートステーション すきっぷ 所長 | 川 瀬 友 彦 | |
| 福祉団体 | 社会福祉法人 富良野市社会福祉 協議会 事務局長 | 濱 本 渉 | 委員長 |
| | 富良野市ボランティア連絡協議会 会長 | 桐 澤 幸 子 | |
| 医療団体 | 社会医療法人 博友会 北の峰病院 院長 | 久 保 昌 己 | |
| 学識 経験者 | 富良野市特別支援連携協議会 委員長 | 桑 原 啓 成 | |
| 行政機関 団体 | 北海道上川総合振興局保健環境部 富良野地域保健室 健康推進課長 | 佐 藤 一 美 | |
| | 旭川公共職業安定所富良野出張所 所長 | 工 藤 浩 | -R3 |
| | 旭川公共職業安定所富良野出張所 所長 | 吉 田 光 紀 | R4- |
| 市民公募 | 公募委員 | 藤 田 嗣 人 | |
| | 公募委員 | 菅 原 英 一 | |

(3) 富良野市障がい者計画策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 富良野市障がい者計画（以下「障がい者計画」という。）の策定にあたり、広く市民の意見を反映させるため、富良野市障がい者計画策定市民委員会（以下「市民委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、次の事項について協議し、市長に報告する。

- (1) 障がい者計画の策定（見直し）について
- (2) その他障がい者等施策の推進に必要な事項について

(組織)

第3条 市民委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、関係機関・団体から推薦される者、及び公募の者をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障がい者計画に関する報告が終了したときまでとする。

(委員長、副委員長)

第5条 市民委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、市民委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会は、必要に応じ開催する。

2 会議は、委員長が招集する。

3 会議の議長は、委員長が行う。

4 市民委員会は、必要に応じ、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 市民委員会の委員は、富良野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第15号）の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 市民委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(4) 答申書

(5) 障がい福祉サービス一覧

① 介護給付

| サービスの名称 | 概要 |
|---------------|---|
| 居宅介護(ホームヘルプ) | 自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする方に自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |
| 短期入所(ショートステイ) | 自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 |
| 生活介護 | 常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

②訓練等給付

| サービスの名称 | 概要 |
|---------------------|---|
| 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 (A型、B型) | 一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。 |

| サービスの名称 | 概要 |
|---------|---|
| 就労定着支援 | 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を経て一般企業等に就職した方に対して、就労の継続に必要な支援を行います。 |
| 自立生活支援 | 地域移行をして一人暮らしをしている人等に定期的な訪問や日常生活上の援助を行います。 |

③相談支援事業

| サービスの名称 | 概要 |
|---------|--|
| 地域移行支援 | 施設入所支援、精神科病院等を利用する18歳以上の方を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時は必要な支援を行います。 |

④児童通所支援

| サービスの名称 | 概要 |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 未就学の障がい児等に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。 |
| 医療型児童発達支援 | 児童発達支援及び治療を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がいや感染リスクの高い児童発達支援の対象児童に対して、自宅に訪問して指導や訓練を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 就学後の障がい児等に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を行います。 |

※サービスの詳細は、厚生労働省のWebサイト「障害福祉サービスについて」をご参照ください。

第5期富良野市障がい者計画

| | |
|-------|---|
| 発行 | 令和5年3月 |
| 企画・編集 | 富良野市 保健福祉部 福祉課 〒076-8555 北海道富良野市弥生町1番1号 |
| TEL | 0167-39-2211 |
| FAX | 0167-39-2222 |
| URL | http://www.city.furano.hokkaido.jp/ |